

平成23年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成23年12月12日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第49号議案 字の区域の設定及び変更について
- 第50号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第51号議案 幸田町証紙条例の一部改正について
- 第52号議案 幸田町暴力団排除条例の制定について
- 第53号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第54号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
- 第55号議案 財産の取得について（高度情報化（グループウェア用）パソコン）
- 第56号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|-------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 烏居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局長
事務局長 | 谷寿美夫君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 伊藤光幸君 |
| 教育部次長兼
学校教育課長 | 春日井輝彦君 | 消防長 | 近藤弘君 |
| 消防次長兼
予防防災課長 | 黒野英男君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議案質疑の通告に際し、お求めのありました資料を、本日、お手元にお配りをいたしましたので、よろしく願いをいたします。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 中根久治君、6番 都築一三君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第49号議案から第56号議案までの8件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第49号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 今回の改正によりまして、窓口による現金扱いということでありませんが、そうなりますと、管理については、担当事務の事務量が増加してくる、またいろいろの諸問題が出てくると考えられます。そのあたりの対策と、それから証紙扱いの場合、現金扱いの場合、いずれもメリット・デメリットというものがあると思いますが、それらを総合勘案して証紙から現金に切りかえるという決め手というか、このほうがみんなのためになるというような、そういう決め手はどのようなことで判断されたのか、そのあたりを説明していただければと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（鈴木政巳君） ただいまの御質問の件でございます。

まず、証紙から現金に取り扱いが変わるということで、所管課のほうにつきましては、当然、現金の出納事務等、ふえます。

それで、各種トラブルも予想されると思われまので、それを防止するためには、現金等の取り扱い基準、これを今回、新たに定めさせていただきまして、取り扱い関係課のほうに示させていただきたいと思えます。

具体的に申しますと、現金出納簿の記載ですとか、それから日々の収納金、それから申請書、こういうもののつけ合わせによる、これは当然複数の職員で従事するわけでございます。それと、日々の管理職による確認、それと現金等につきましては、施錠可能な金庫、保管庫、こういうものに保管、それと所管課において現金を保有する日にちというか、時間、これは極力短縮させたほうがいいということで、納金のあった当日もしくは翌日には指定金融機関、出納室、こういうところへ納入させていただき、そういうような基準、主ではございますけれども、そういう基準を示させていただきまして、いきたいと思えます。

それと、私どものほうからそういうトータル的な基準は示させていただきますが、各所管におきましても、実態に即した管理マニュアル等を定めていただければよりいいかなというふうに私どものほうは考えてございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） メリット・デメリット、それぞれお尋ねでございます。

メリットといたしましては、お客様の立場に立てば、窓口へ行って手続が終わったときに、証紙をさらに買ってきてくださいということで、証紙を買いに行かずに、その場で事務が終わるというメリットがございます。

それから、先ほど会計管理者からは、現金取り扱いに係る事務の関係の各課の事務がふえる部分については説明があったわけでございますが、証紙を扱うことによりまして、証紙の消印事務ですとか、報告の書類等がございます。そういうものは省略されますので、その部分に関してはほぼ相殺をされて、事務量の増減、トータル部分で見れば、事務量的には変わらないであろうというふうにも思えます。

また、決め手ということでございますけれども、やはり先ほど申しあげました住民サービスの向上、それから既に多くの自治体で証紙の取り扱いが廃止をされてきております。そういう時代的な要請もあるということで、今回、このように改正をお願いをするものであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回、提案の理由といたしまして、住民サービスの向上、行政事務の効率化を図るということでございます。

一部の戸籍、住民票など以外ということではありますが、改正の概要で、「ア」から「サ」までの使用料が申請窓口で証紙から現金払いに変わるということで、スリーストップからワンストップになるとの説明でございました。

しかし、既にこれらの使用料は、窓口で現金支払いになっているものもあるかというふうに思います。

条例では、今のように決まっておりますが、私もこの中の「ア」から「サ」までの中で窓口で現金支払いをしたということもあります。条例では決まっていないですが、現金で払ったということもございますので、ここに載っております「ア」から「サ」までの中で、既に証紙から現金支払いになっているものがあれば、まずお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、住民の利便性等をかんがみ、証紙の扱いではなくて、一度、職員が現金を預かって、その後、証紙化をしておるといような事務等がございます。これが結構たくさんありますので、例えばで主なものを申し上げさせていただきたいと思います。

犬の登録、それから予防注射関係、犬にかかわる事務については、すべてでございます。

また、消防関係の事務につきましても、同様でございます。

それと、あと駐車場の定期利用を除く部分、そちらについてもそうでございます。

それから、中央公民館、あるいは社会体育施設の使用料についても、同様でございます。

あと、幸田文化広場、それから不動ヶ滝園地等につきましても、同様でございます。以上です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今言われましたように、既に現金の支払いをやられているということが多のかなというふうに私も思います。今回は、条例を改正するという、それできちんとしたいという、それだけの理由で今回出されたものなのかなということも少し思うわけであります。

領収書は、その窓口ごとにそれぞれの領収書を発行されるのか、また手書きで領収書では、むしろ時間がかかりまして、住民サービスにはならないのではないかなというふ

うに思いますし、住民利用の多い申請窓口で言いますと、戸籍とか住民票関係が多いのではないかなというふうに思っております。

今回は、住民の利用者の多い窓口は現行のままということではありますが、今回、「ア」から「サ」までのここだけの改正の理由と、あと住民サービスからすれば、住民の方たちが多く利用する窓口を先に改正するべきではないかなというふうにも考えられますが、その辺のお考え、ここだけに絞られたというお考えをお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、領収書の関係でございます。

こちらについては、一定以上の件数のあるところにつきましては、レジスター等を入れまして、その場ですぐレシートが出せるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、多いところから始めるべきではないかという御提案でございますが、今回、住民課関連の戸籍・住民票等の多い事務だけ証紙扱いを残しておるわけでございますけれども、これにつきましては、4月・5月は大変窓口が移動等で混雑をいたします。そういうときに、ふなれなシステムを導入するのを控えさせていただいて、こちらについては、2カ月程度遅らせて、また現金化をしていく、そのような御提案をまた別の機会にお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと、住民課に関しましては、今現在、券売機がすぐ窓口の横にございまして、住民課に限れば、お客様にそんなに負担をかけていないというのも、時間差で遅らせていく、そういう判断に至った理由の一つでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回、条例を改正いたしまして現金の支払いになるということで、今、領収書等はレジスターを入れるということでございますが、レジスターの台数がわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、戸籍や住民課などの関係、それはこの春は大変窓口が込むから、また2カ月ぐらいおいてからまた考えていくということでございますが、ということは、もう来年度早々には1階のところも条例を変えられるということでしょうか。

それと、今言われた1階のほうを変えれば、券売機も撤去されるのではないかなというふうに思うわけですが、以前に町長は住民サービスで総合窓口の開設ということも言われました。そのときには、平成23年度に、総合窓口について調査をして、24年度にシステムを開発して、平成25年の4月には総合窓口としてスタートしたいということをおっしゃられたかというふうに思いますが、ということは、今回の条例改正、また今、部長が言われた券売機、1階の住民課、戸籍課、あの辺のところをいずれは変えていくということは、この総合窓口の開設への準備としていつてという考えでいいのかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、レジスターの台数ということでございますけれども、件数の多いところ、少ないところ、いろいろございますけれども、レジスターにつきましても、数万円程度のものからございますので、まだ具体的にどこにレジスターを置くか

ということははっきりは決めておりませんが、一定以上の件数のあるところにつきましては、レジスターの設置をしていきたいというふうに思っております。

それから、住民課の関係でございます。

こちらにつきましては、議員おっしゃられますように、私どもも今議会ではなくて、次の定例会には、この条例そのものを廃止をしていく、そのような御提案をさせていただけたらということで、現在、検討中でございます。時期につきましては、2カ月程度をずらしていく、そういう考え方でおります。

それから、今回の措置が総合窓口との関連でのお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、行革のプロジェクトチームにおきまして8項目の検討をしております。その中の1項目が総合窓口の関係でございます、議員おっしゃられますように、その検討の中でいろいろ住民サービスのために提案がされております。その中で、証紙のあり方についても報告があるわけでございますけれども、総合窓口化を待たずに、改善できるところは先行してやっていくということで、今回、この部分を先行してお願いをするものであります。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） まず、今の質疑のやりとりを聞いておりますと、この1階の住民窓口の券売機の廃止等が今出されてきたわけでありましたが、私は何もかもこの住民サービスの名のもとにこうした券売機を廃止するというのはいかがなものかと。通告にもありますように、保管体制、あるいは現金の授受に関するいろいろなトラブル等が発生しているというのは、新聞を見れば出てきます。そういう体制の中から、幾ら住民サービスと言っても、あの券売機は非常に私は住民サービスが後退するものではないというふうに思うわけでありまして。何よりも、職員が現金を取り扱う場がふえればふえるほど、いろいろな金銭トラブルが起きてくる。幾らモラルの問題、あるいは綱紀粛正、いろいろ言いながらも、やはり現金を手にとると、何らかのトラブルが出てくるというのは、これはいろいろな自治体でも出てきております。そういう関係からすれば、少しでもそういう問題はなくすべきだというふうに思うわけでありまして。

また、この出納簿と申請書のつけ合わせをしたり、あるいは上の課長等とつけ合わせをするチェック体制の強化をする、こういうような二重、三重の事務がかかってくる内容は、これは行革の名に反するのではないかとこのように思うわけでありまして。まず、その点を伺いたい。

それから、証明書や手数料の種別と件数を通告をいたしましたけれども、この資料がきょう出されておりますが、いわゆる今回の証紙条例の一部改正の対象となったものについては、どれぐらいの種別があるのか、その点をお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木政巳君） ただいまの御質問の件です。

プロジェクトチームとしましても、いろいろ検討させていただきまして、証紙化の件を提案いただきました。

ということで、ほかの市町においても、もうほとんど証紙の取り扱いがないということで、今回、そういう条例の一部改正を提案させていただいたのですが、当然、現金を扱うことによってトラブルはあろうかと思えます。

ということで、それを極力防止するために、先ほど申しましたとおり、複数での職員での申請書、それから現金等の取り扱いのつけ合わせ、それから何度も申しますけれども、管理職による最終的な確認、それから施錠ができる金庫、保管庫等への保管、それと翌日には指定金融機関のほうに納めさせていただいて、原課のほうでは金銭の保管は極力短期間化するというので、そういうことでトラブルの発生を防止していきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 扱いにつきましては、会計管理者がお答えをいたしました。また、この根幹にかかわる部分をおっしゃられました。職員のモラルの問題等をおっしゃられたわけでございますけれども、本来、公務員が不正をしない仕組み、そのために住民の方にわざわざ証紙を先に求めていっていただかなければいけない、そのような仕組みというのが必要なかどうか、不正ですとか、そういうものが発生をしない仕組みは十分に講じていかなければならないかと思えますけれども、そこでサービスをしたときにお金を直接いただくというのは、これは社会一般的に行われておることでございます。公務員に限ってそこら辺をさらに複雑な仕組みにするというのは、私はいかがなものかと思えます。そのような観点で、今回、提案をしておる部分でございます。

それから、事務の関係で、二重、三重のまた事務で、ふえるのではないかとおっしゃられました。私は先ほど減る事務もありますよと申し上げました。そこで、今までどおり証紙でやっておったとしたならば、ほとんど事務量としては変わらないだろうと申し上げました。

例えば、まずこの証紙を張ることによりまして、お金を数えるのか、証紙を数えるのか、証紙の場合には、これは証紙の券面金額ごとに整理をして報告をしなければなりません。また、それに対してほかの市町では、一度張られた証紙が二度、三度と張られておって、使い回しが問題にされたケースもございます。そういうことがないようにするには、必ず消印をして、使い回しができないようにしていかなければならない、そういう事務もございますので、トータルで見れば、事務の増加にはならないということは、まずきっちり御理解をいただきたいと思えます。

それと、種別と件数でございます。種別につきましては、資料をお出しをしております。それで、現在、証紙で扱うこととなっております事務の種類的には、現状では、195種類の11万7,348件、金額で5,640万8,950円の証紙取り扱いとしておる事務がございます。このうち、住民課関連のものを除きますと、183種類、7万5,823件、金額は4,536万1,300円でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど部長はふえる事務もあるし、減る事務もあるよと、ほとんど変わらないと。近隣、ほかの自治体も証紙の取り扱いがなくなってきているから、廃止をする方向でやっていくよというようなことでございますが、また同時に公務員だけ

ら、現金授受は一般社会の仕組みと同じようにならないというのがおかしいというようなことも言われましたわけでありますが、私がそういうモラルの問題とか、それを言ったのは、一般社会でレジを通じて現金を支払うというような問題ではなくて、現金を扱うことによって職員の事務量が増加するのではないかという問題であります。それと同時に、現金のつけ合わせをしたときに、ぴったり合うかどうかとか、そういう事務量もふえると、かなり大変な作業になるのではないかということを実験して質問をしたわけであり

ます。と同時に、現金を持っていると、それがいろんなトラブルになってくると。現金がすぐ翌日には指定金融機関に入金されるということでもありますので、そうした不正にかかわったトラブルというのではないかもしれませんが、しかしながら現金を取り扱うことによる事務量や仕事量の増加というのは出てくるわけですので、そうした点での質問でございました。

きちっといくなれば結構でございますけれども、これは数が少ない場合ですね。ですけども、今度、住民票や印鑑証明等の戸籍事務にかかわる現金の授受があるときには、これはかなり慎重にやっていかないと大変じゃなかろうかというふうに思うわけであり

ます。一つ、行革の一環として、蒲郡市が幸田町の券売機を視察にお見えになったということをお伺いしました。これは、ほかの他市町にはない券売機であって、非常に事務がスムーズにいくというようなことでもあります。

一部、住民の方は、自分で券売機で買って、そして証紙を張らなければならないという手間はあるわけですが、しかしながら数多くの現金を取り扱う事務量がないわけでもありますので、そうした点からすれば、機械化の一環がやられているということではなかろうかというふうに思います。そうした点で言えば、この非常に数の多い証紙の廃止というのは、どうなのかというふうに思います。

そこでお伺いしたいわけでありますが、ほかの自治体は証紙の取り扱いがなくなってきているということをお伺いしました。証紙も数えなくてはいけないし、枚数もチェックしなくてはいけません。こういうことだったわけでありますが、証紙がなくなって、スリーストップからワンストップに変わったことによって、それがほかの自治体ではどういうふうに事務量が流れてきているのか、その点についてもお示しをいただきたい。これはワンストップになる事例ではありますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、事務量の関係におきましては、ふえることはないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

また、戸籍等の関係、先ほど水野議員のときに申し上げました時間差で実施をする部分についての御提案でございます。

その点については、住民のお客様にも負担をかけない、それから職員の事務の増加にもならないというような、そのような部分で券売機のようなものがうまく使える、今はあれが証紙の券売機であるわけですけども、手数料投入機とか、そんなような形で使えるようなものがあるならば、それはまだ第2弾のことでございますので、十分検討の

余地があるかというふうに思います。

それから、他の自治体でワンストップがされたかというお尋ねでございますが、ほかのところはもう既に証紙を廃されておるわけで、私どもの場合でいけば、例えば今、スリーストップというふうにしておりますのは、一度窓口へ来て申請書を書いていただいて、その時点で、じゃああちらの券売機、あるいは出納室で証紙をお求めになってくださいということで、お客様にそちらへ行っていただいて、その証紙を持ってきていただいて窓口で証明書等と交換をしていただいておりますということでございますので、それが窓口に来られたときに、お金を払うだけで交付が済んでお帰りいただけますので、これこそワンストップのサービスの形だというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常に言葉はワンストップになって、住民サービスの向上というふうに言われましたけれども、しかしながら先ほど水野議員が言われましたように、例えば公民館やさくら会館の使用料、申請に訪れたときには現金支払いということでやっているわけでありましたが、それは受付でお支払いをするというシステムになっております。それが、次の職員の段階に当たれば、それが証紙を張って申請書になって事務量としてあらわれてきているということですか、今の時点で言えば。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、職員が証紙に変えて張って消印をして、さらに会計管理者に報告をしておるという流れで処理をしておるのが実態でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） たまたま住民課、戸籍にかかわっては、自動券売機があるけれども、ほかの出先等では、現金による授受が行われ、そしてその領収書が発行されます。次に、今度、職員の事務としては、証紙に変えて申請書をさらにつくって、そして上に上げていく、こういうシステムで現金の取り扱いがなされているという、そういう事務の流れになっているということですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） すべてがそうではないわけでございますけれども、窓口では現金を預かって、それを職員が証紙に変えて、さらに張ってやっておる、そういう事務、先ほど水野議員のときに申し上げました犬の関係の事務等につきましては、そのような処理をしておるのが実態でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでしたら、今までそういうことをわざわざやってきたのがなぜ行革に上がらなかったのかということになります。

ですけれども、例えば住民票等の申請に当たって、窓口での現金授受体制、これがどうきちっとやっていくかという、そういうことをまず考えなければいけなかったのではなからうかなというふうに思うわけでありましたが、それで今後、これから証紙は廃止をし、そしてすべて現金授受体制に移していく、それが住民サービスの向上につながるよということでの今回の第1段階の改正のあらましということで理解をしてよろしいか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

- 総務部長（伊澤伸一君） 目指すところは、おっしゃられたとおりでございます。
- ただ、その前に少しおっしゃられました現金で実際は扱っておったという点に関しては、条例どおりに処理を行っておらなかったという点で、幾ら住民の方のサービスのためとはいえ、不適切な処理であったというふうに思っております。
- 議長（池田久男君） 13番、丸山君。
- 13番（丸山千代子君） こうした二重、三重の、本来は証紙による取り扱いをしなければならないのが、直接現金支払い、あるいはそしてそれが職員の二重の手間がかかってきたというような問題もあったわけではありますが、なおかつこれから職員のほうでは、こうした問題について、現金を扱う各課では、体制や、あるいはそうした問題についてはどのような意見が上がってきたのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（伊澤伸一君） 特段、各課からの意見という点では、集約はしておりませんが、ただ職員の中には、今まで現金を預からずに済んでおった部署もございますので、そういうところでは不安があるのは事実でございます。それらにつきましては、研修ですとか、マニュアル化等で対応をしていきたいと、このように思っております。
- 議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。
- 次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。
- 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 資料の提出要求については、資料の提出がございました。先ほども総務部長が答弁をしておりますように、トータル的には183種類で7万5,823件、約4,500万円と、こういう現金の取り扱いと。こういうことで、先ほどからの議論の関係から含めていきますと、こうしたことが現実にはもう既にやられている部門もあるよと。部門もあるということは、条例はそんなこと言っとらんのに、条例違反の事務が横行しとるんだよということをあなた方が承知しておりながら、それが改善されなくて、それが条例違反だよということをこの場でしゃーしゃーと言うという、その感覚がまず第一問題だということなんですよね。まず、そこら辺からお尋ねしたい。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（伊澤伸一君） 条例どおりに適切に処理をしてこなかったということは事実でございますし、ただだからといって、それをうやむやのうちにすべての事務が実は現金取り扱いになるというような、このようなさらに今後不適切なものをふやすと、そのようなことは到底すべきではないということで、今回、実際には現実に即したように改正するものもでございます。しかし、それらも含めて、今回、大部分の事務を現金化ということで、条例のほうの後追いになった感もない部分も一部にはあるわけでございますけれども、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。
- 議長（池田久男君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 条例は、1階の住民課にかかわる窓口の関係は現行どおりの券売機による証紙納入ということですが、そうしたこととあわせて、結局、今回のやっていることがワンストップだ、ワンストップだということを盛んにあなたが強調されるけれども、それは行政の視点によるワンストップであって、住民の視点からそれがワンストッ

ブになるかどうかという検証については、それはやったということになっとるわけだわな。やったとなっとるけれども、自分たちにとって有利かどうかという尺度、物差しでしかないから、住民の視点が私は欠けておるといふうに思うわけですが、これに伴う住民の負担はどういうふうになるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 具体的な例で申し上げさせていただきます。

駐車場の定期利用を申し込みに来られます。その方が役場をよく承知をされておらない方だったと仮定をすると、まず1階の案内所で駐車場の窓口はどこですかとお尋ねになられて、そこで2階の産業振興課へ案内がされると思います。そこで、申請書を書いていただいて、その後、じゃあ証紙を1階で買ってきてくださいということで、1階へ再度おりにいただきます。証紙がどこで売っておるか、それもふなれな方は一発でわからなくて、やはり総合案内ですとか、そこらでまたお尋ねになられて、出納室でお買い求めになられて、また産業振興課の窓口、2階へ上がっていただいて、証紙と交換で利用券がいただけるという形になります。

それが、今回は、産業振興課の窓口へ行かれましたら、その場で、もう下へおるときには手続はすべて終わって、そういう形でおられるようになりますので、これは住民の視点が欠けておるとおっしゃられたわけでございますけれども、これは私どもは反対で、お客様の視点で考えたら、こんな仕組みはぜひ改善すべきであろうということでの提案でございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 立場が違えば、物の見方、考え方が変わってくるのは当たり前。こういう中で、今、あなた方がやろうとしていることが本当にワンストップという形で、ワンストップだと、あなた方もそれは行革だという言い方をされておる。それが本当に行革という形になるのか、ならんのか。それは、先日の一般質問の中でもございましたが、職員の時間外労働は何をやつとるのかわからへんと、どういう管理の仕方をしとるんだと、こういう質問がございました。

そういう中で、先ほどからの答弁もありますように、現金の取り扱い、記帳管理、そして出納室までの流れ、これは完全に仕事がふえるわけですよ。そこら辺、時間外がどんどんふえてくるわな。いわゆる、閉庁しなければ精算はできんわけでしょう。開庁しとる限りは来庁者が来る。来庁者が現金の取り扱いを求めた事務を求めてくること、これは当然想定ができるというときに、じゃあ一件一件現金の取り扱いをやったときに、全部記帳はしますわな。そして、収納してすると。その間、じゃあ住民が待たされるという事例もあります。という点からいけば、これは確実に時間外労働が増大をするという傾向が出てくる。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） それほどの時間外がふえるほどの事務量が現金取り扱い窓口で発生するとは思っておりません。終業前に一定程度の整理をしておくとか、そういうふうな工夫でやっていけば、閉庁間際にお客さんが来られた場合は、そういうときには若干時間外になることもあるかもしれませんが、大体はそんなことで処理ができる

というふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、そうしたときに、閉庁間際に来庁者が来た。一定の事務整理もしておいたと。面倒くさいな、あしたにしてくれと、来週にしてくれと、こういう対応をすることは、幸田町の今までの窓口対応から見て、帳面締めちゃったとは言わんわな。ちょっとあれですので、来週なり、あしたに来なさいよという形になったら、それは住民サービスにならんわな。ならんけれども、あなたがそんなことのないようにと言うのは、当たり前なことだ。当たり前だけれども、そういう窓口での住民の対応が、私の仕事優先という形になるだろうし、残業がふえるぞとわっと言われれば、残業を抑えるためにどういう対応をすと言ったら、あとはどこへしわを寄せるかと言ったら、住民へしわを寄せるしかないわけだということが一つ。

それから、ちょうど2000年の3月31日から4月1日にかけて、幸田町が夜間、強盗に入られましたよね。盗難事件があった。金庫が盗まれちゃった。町長の公印もある、個人データも入ったディスクも入ると、こういうことがございました。

先ほどもちょっとあるように、レジスターを何台入れるか、そんなものはまだ計算しとらへんわと。レジスターがあるということは、そこに現金がある。レジスターは金庫よりもまだ軽いという点からいったら、現金がそこで取り扱われているよと、その日のうちに収納室で収納して、翌日には金融機関だよと。

そうしたときに、土日はどうするんだ。連休もあるでしょう。場合によったら、連休がずっと続くときの、その前日には、一定の手続をしたいという点でいけば、件数がふえてくるだろうと。件数がふえてくるということは、それだけの取り扱い現金がふえてくる。それがレジスターなりに入るといったときに、その日のうちに全部収納室の動かぬ金庫の中にしまわれるかどうかという点では疑問符が残るわけだ。という点からいけば、ちょうど11年前の金庫盗難事件をどういうふうに教訓として酌んどるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、前段の部分でございます。

職員が自分の仕事優先でお客様のサービスを断るといようなことは、これはあってはならないことでございます。

ただ、事務的には、幸田町の場合、ホストコンピュータで、今、証明発行等を管理しておりますので、閉庁後に来られた場合は、それがたまたま月次処理のようなときには、早目にシステムを終了いたしますので、そういうことでお断りをしたケースはあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私、閉庁後と言ったか。閉庁間際に来たときに、駆け込みで来たときには、あなたがちょっとあしたにしてくれと、こういう事例が発生してくるよと。したら、あってはならんことだと。あってはならんけれども、あつたときに、あなた方はそういう対応ができるような体制にはならんですよ、現金ということになると。管理

もし、記帳もするということに対してあなたがどうするんだと言ったら、あってはならんことだと。そんな公式論で言っとるんじゃないよ。現実には、閉庁間際に駆け込みで来る人は幾らでもおるわけだ、現金だけの問題じゃなくてな。そういう実態の事例をどういうふうに認識をして、今回のこういう問題に対してどう対処するのかということが第1点。

それから、金庫の夜間に盗難に遭ったこと、レジスターを入れることによって、どうするのかと。前のときは金庫だったので、結構大きかったけれども、結構大きな金庫だけれども、今度、レジスターはそれよりもまだ小さくて軽めだ。その時々事務の流れからいったら、レジスターの中に現金が残っていることだってあり得る話で、想定できる。いや、一切ございませんなんていう、そんなことじゃない。事態、事態を想定したときに、どういう水漏れをしないような対応・対策をするのか、これを答弁していただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 閉庁間際、いわゆる勤務時間中である限り、お断りをするようなことは一切ございません。

○議長（池田久男君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木政巳君） 土日、連休等、レジスターに保管する現金が多くなる機会があるじゃないかという御質問でございます。

当然、レジに現金等を保管する予定はございません。あくまで、金庫なり、それから所管の保管庫、当然、施錠のかかる保管庫で対応したいと考えております。

それと、蛇足でございますが、議員おっしゃられました2000年の盗難事件、あのときは日本信託警備、多分、そちらのほうに警備されておったかと思えます。それ以後、それを教訓にしまして、セコム等による機械警備、そういうふうに警備体制も充実されております。ということで、極力、そういうことはないだろうというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 2000年の3月31日から4月1日にかけての事件、これは警備体制が不備だったと。今度はセコムにしたから、いいんだよと。そんなものは理由にならへんがや。新聞報道でいけば、外部にセンサーをつけるということで、センサーをつけたかどうかは知らん。

それから、もう一つは、今言われたように、出納室にある金庫、あるいはそれぞれの課におけるかぎのかかった保管庫だと。かぎがかかっても、そんなものは関係ない。要は、持っていつちゃって、後で壊す。今回もそうでしょう。前回の11年前のやつも、結構大きいんですよ、重かったんですよ。その金庫をかぎがかかったままずっと持って行って、ある神社のところでかぎを壊しちゃったわけだ。そんなの、かぎをかけているから大丈夫ですよと。そんな泥棒が入った部屋で一生懸命かぎをあけて、中のをと、そんな悠長なことをやっ取るか。

そういう発想だから、じゃあ2000年の夜間における盗難事件から何の教訓を酌んどうるかと言ったら、警備会社を変えましたよと、前の警備会社はもっさかったと、今回

はセコムでございますと。セコムであろうと何であろうと、ここに常駐しとるわけじゃないでしょう。常駐しとる者は1人おるけどな。だけれども、その人も、前回の人も、1人で常駐で、それぞれ時間、夜間の見回りをやって、トイレの東側の窓ガラスが割られて侵入したけれども、いや、私はそんなことはなかったよ、異常はなかったよ、音はせんかったよと。それ、だれも見とらんもんで、それぞれの言い方はあるわな。大体、盗難というのはそんなものですよ。そういう想定できることを、警備会社を変えましたから万全でございますということと言えるのか。ましてや、出納室のまさに動かぬ金庫に入れるんじゃねえわけだ。それぞれの課におけるかぎのかかった保管庫ですよという点からいけば、そういう盗難の教訓は何ひとつ酌んどらへんのじゃないのかということになるわけです。

そうしますと、出納室は、全部の課で現金を扱ったやつが全部出納室の金庫の中にしまわれるまで会計管理者はおるんだな。残業やるんだな。ありがとうございます。管理職手当がついとるもんで、残業カウントしてくれへんもんな。カウントしてくれへんもんで、事務員におまえが残業稼ぎやれやということだって、仕事のことだって、あなたが管理者だから、おまえ仕事やれ、あの仕事やれと、残業やれと、できるわけだ。こういうことだって、幾らでも想定できるわけだ。それだけじゃなくて、自分の都合があって、いや、きょうちょっとおるわけにいかんので、かわりの者にやってくれ、残業手当しっかり出してやってくれということだってあるわけだ。

いろんな想定をしたときに、現在のような、これから変えていこうという現金授受による記帳事務、それを収納し、さらに安全な管理体制のもとにその現金を置けるか。レジスターも何台要るかわからへんわ、まだこれからだわという、そういう答弁がされるところに、今回、この内容がちょっと拙速過ぎたんじゃねえのか。もうちょっと十分行革なりでいろいろ議論はされてきただろうと。しかし、近隣市町がもうやっとなるじゃないかと。さしたる問題はないじゃないかということで、さしたる問題はなくても、それが表面化したものと表面化しなくて、幸田のように内々でごまかして、内々ですっと表に出ないようなところなんて、行政は幾らでもあるわけだ。そういう形で隠ぺい工作して、問題が表面化しないような形で、これがワンストップでございますよなんて、ちゃんちゃらおかしい。そうしたことも含めて、どう対応されるのか。

○議長（池田久男君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木政巳君） 先ほどの御質問もございましたけれども、11年前、2000年ですか、そのときには日本信託警備1社でございました。現在は、それプラスセコムということで、議員御承知かと思えます。各部屋の天井についていますセンサー、これでということで、プラスということで、警備体制もさらに強化・充実されております。そういうこともございます。

それと、出納室での金庫、これも出納室に職員がいる間につきましては、当然、原課でなくて出納室の金庫で保管してほしいというものであれば、それはそれで対応したいと思えます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今回の条例の提案が時期的にどうであったかという点で、もう

少し検討をしてからという御指摘でございました。

私どもも今回とさせていただきますのは、やはり住民サービスの向上になることは少しでも早くということで、今回、御提案をさせていただきますので、若干、御意見が異なる部分があるかもしれませんが、私どもはそういうことで御提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時06分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第52号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 先日の町長の説明では、この幸田町の条例は、県条例の補完であるというような説明をいただきました。

まず初めに、この幸田町暴力団排除条例が今までなくて済んできたのに、なぜこの条例がないとどういう不備が起きるのかということについてお伺いしたいと思います。

そして、県条例と幸田町条例の役割分担、また守備範囲というものを県と調整されたのか。具体的には、例えば県の方とお会いになって、直接面談の形で調整をしたのか、または岡崎警察署とはどのような調整をされたのかについて、その2点についてお伺いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、この県条例との関係でございます。

不備があるのか、ないのか、県条例だけではすべてが定めることができません。県と町と一緒にやっていく、そういうことが大切であろうかと思えます。

特に、県の条例では、町の施設、事務・事業、これに対して県の条例で定めることがまずできませんので、これを一緒にやっていくということが必要であろうかと思えます。

仮に、町が条例を制定しなかったとした場合、幸田町がパワースポットではないですけれども、暴力団が入りやすい地域として、結果的になってしまう、そういう可能性もございますので、近隣市町村と合わせて一緒にやっていきたいということでございます。

また、県との調整等の関係でございます。県が県条例をつくりましたときに、県は市町村用のモデル条例ということで示されております。これは、全市町村に県が県条例で定めることができない部分、こういう部分を市町村条例で定めてほしいというのを県が示して、私どものほうに提示がございます。近隣を見ましても、多少の条例の規定の特色がございますので、違うところもあるんですけれども、ほとんどはそのモデル条例に基づいて行ってきております。

また、岡崎警察署との調整等がございますけれども、やはり警察署管内で施行時期が違ふということ等もございますので、岡崎市と幸田町が一緒になって同じ時期にやっついこうというようなことは、岡崎警察署との調整でやってきております。

以上です。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） お伺いしたかったのは、今までなかったと。今までないのに、なくても済んできたのに、県が条例をつくって、それでまたモデル条例を示したからつくる。今までないのに、なぜつくったのか、どこに不備があったのかということをお聞きしたかったのでありますので、その点についてはもう一度答弁をお願いしたいのと、この県の条例と大きく違ふところは、幸田町の条例には義務違反者に対する措置とか罰則規定というのはございませんので、どのように対応するのかについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 失礼いたしました。

この暴力団への対応につきましては、安藤警察庁長官が就任をされて以来、社会的な悪である暴力団への徹底して排除していくという強い姿勢で臨んできておられます。そういう国レベルでの姿勢がまず変わってきたということが、各都道府県、それから市町村での条例化への大きな動きになってきておろうかと思ひます。

暴力団への資金源の遮断をするとか、特に愛知県には山口組系の主要な暴力団である弘道会の本部等もござひます。そういうことで、県においても市町村に対して要請があったということで、官民を挙げて暴力団の排除に努めていくと、そういうことで、確かに今まではなかつたわけですが、今後、そういうふうな強い姿勢で臨んでいくということであろうかと思ひます。

それから、罰則規定の関係でござひます。

この条例の制定目的につきましては、いろいろあるわけですが、先ほども申し上げましたように、県の条例を補完する条例でござひます。基本的には、禁止項目ですとか義務項目は県条例で定められております。それに違反をする行為をした疑いがあるという場合には、その罰則に相当するものについては、県条例で罰則が科されます。そういうことで、町の条例につきましては、あえて罰則規定は必要がないということで認識をしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 具体例でちょっとお願いしたいんですが、例えばお祭りの夜店などの露店で暴力団と思われる人が活動していると。それを見かけた町民は、その義務に、この条例にも書いてありますが、どこに通報すればいいのか。それは県条例なのか町の条例なのか、どちらの条例で扱うのかというような部分について、町民の義務がどのような形で条例に生かされていくのかという、このルートについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 同じような規定は、県民への県条例においても定めがござひます。そういうことで、通報先は県であってもいいと思ひますし、町にお知らせをいただ

ければ、町は当然、その情報を知り得たわけでございますので、上級関係機関へ報告をしていく、そういう義務がございますので、町に連絡が来れば、町はまたつないでいくということになろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

現在、先ほど聞きましたが、幸田町には暴力団排除のためにどんな規則を持っておりますか、幸田町が持っておる規則などをお示してください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要綱というものがございます。それと、幸田町営住宅における暴力団員排除に関する取扱要綱がございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その二つプラス、確か平成19年だと思えますが、岡崎警察署と締結した暴力団排除に関する合意書というのがあると思うんですが、それはそのまま今後、この条例が発効しても運用されるものかどうかについて、お伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在のところ、特段の改正ですとか、そういうものは必要はないかと思っております。最初の暴力団排除の事務契約に関するものにつきましては、指名停止等の期間等を定めてございますので、それらも今回の条例と不整合となるという部分もございませんし、これはこれでまたこのままでいいというふうに理解をしております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 岡崎警察署とこの締結した合意書、その適用範囲の問題なんですが、ちょっと私は詳しくわかりませんが、その適用範囲が、いわゆる入札に関して、物品調達とか指定業者の部分の中に入っておるような気がするんですが、今回の条例では公共工事となっておりますので、いわゆる物品調達とか指定業者に関しての不正な勧誘を許さないという部分が見えないような気がしておりますので、この条文とちょっと合わないんじゃないかなということがありまして、気になったので質問しましたので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 合意書の関係でございますけれども、今回、条例制定をするということで、今後の新しい合意書につきましては、条例の制定後にまた改めて警察署と取り交わしていく、そういう予定しております。

内容につきましては、今後、検討していくということになっておるわけでございますけれども、暴力団を排除するための紹介ですとか、及び街頭妨害等が予想される場合の警察官の派遣要請並びに妨害、不服申し立て等の紛議が生じたときの支援・協力といった項目が盛り込んでいかれる予定のものでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もう一つの取り締まりの幸田町が行う調達契約からの暴力団排除に

関する事務取扱要綱というものと、この条例の第6条の関係なんですが、この関係についてはどういうふうに扱われますか。お願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この条例の第6条は、町の事務及び事業における措置ということで定めさせていただいております。

この関係では、幸田町が行う調達契約から暴力団排除に関する事務取扱要綱との関係では、この条例に基づき、従来の取扱要領の中でも暴力団員とわかったとき、あるいは今回の条例の中身に近いようなことがあった場合は、私どもは事業者等に通知をして改善を求めていく、さらには一定期間の指名停止等をかけていくというふうになっておるわけございまして、公共工事においては、この第6条を具体化していく、うちの幸田町の要綱、この要綱の上位の例規として今回の条例の第6条が条例の中で明記がされたということございまして。

よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、この事務取扱要綱の排除措置通知書というやつですか、それはこの条例に従って出すように改めるべきではないかなと、この条例に基づいてこの事務取扱要綱が位置づけられるとすれば、そんなような気がしておりますが、その部分について伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この排除通知、要綱の中で、第4条で排除措置を定めておるわけでございます。それに基づき出していくという形になっておるわけでございますが、議員おっしゃられるように、この通知というか、この取扱要領を平成19年に作成しておりますが、内容的には特段改める必要はないと先ほど申し上げたわけでございますけれども、この要綱の上位の条例として、この要綱の中でこの条例第6条をもとにしていくんだというのを明記すべきであるかなとも、今、ちょっと思っております。これは、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 県の条例と幸田町のいろんな規定を持っておりながら、さらに幸田町は幸田町暴力団排除条例を制定するわけですが、物すごく二重、三重にいろんな網をかけているわけですが、たくさん網をかけることが、逆に網が絡んで役目を果たさないんじゃないかというような気がしておりますので、あくまでも条例を少し整理されて、ほかの規則と体系的に整理するといいかなど。そうしないと、これはこっち、これはこっちと、いろいろどこに行ってもわからんような形にならへんかなということを思っております。

幸田町には、ほかには安全・安心なまちづくり条例というものもございましてよね。いろんな条例を持っておるわけですので、具体的にこれが実効あるものとするためには、やはり町民に対して、こんなときはこうするんだよというようなイラスト入りのチラシみたいなものを用意して、こういうときにはこうしてほしいなど、こういうときにはこうするといいたよというような、そういうものを用意していかないと、どこをどう頼つ

ていいかわからんと、ますます町民にとって安心・安全じゃなくて、どこをどうすればいいかわからんとというような不安が出てきますので、いろんな条例がいっぱいありますから、その辺のところをきちっと整理された形で、町民のほうにわかりやすいイラストでPRされるといいかなと思います、そんなような計画はおありかどうか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 貴重な御提案をいただきました。私どもも、防災・安全にも非常に力を入れておるといことで、ことしから課として機構の見直しも行ったところがあります。町民の方によりわかっていただくということも非常に大切でございます。特に、暴力団なんかは、県すべての市町村で制定をされていくものと思われま。参考になるものもあろうかと思しますので、そのように努めていきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 通告しておきました（1）のほうは、ただいまの説明でわかりましたので、取り下げます。

（2）の条例適用となる事例は、過去、本町ではどのような事例があったかということですが、先ほどの説明で、幸田町が条例を制定しないと、幸田町にそういう関係がどんどん流れ込んできて困る、支障が出る可能性があるから、こういうものも一緒にやっていきたいということでありましたが、過去、いろいろ幸田町の流れの中で、こういう条例があれば防げた、条例によっていろいろやればいろいろな諸問題が早く解決できたというような過去の事例等がありましたら、紹介をしていただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 岡崎警察署からの情報ではあるわけでありまが、町内におきましては、平成22年の12月に店舗であったということでありまがけれども、みかじめ料を要求するという恐喝事件が発生をし、これは23年の2月に犯人が逮捕されると、そのような事件があったということ聞いております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 東京都と沖縄がこの10月1日から同種の条例を都道府県単位では施行をして、これで全部47都道府県が同様の内容の暴力団排除条例をつくったと、こういうことに状況としてはなっております。だがしかし、条例をつくったから、これで暴力団を排除ができる、それほど生易しいものではないということでありま。

そうしたときに、ここの条例の第4条2項、「情報を知ったとき、警察その他の関係行政機関に提供の範囲」と、こうしたときに私どもが非常に懸念をするのは、警察がすべて情報を掌握をする、警察に情報の一本化で収集をさせる、そうしたことによって、警察がいかに正義の味方だと、こういうような形の中で、警察情報がすべてだという対応を迫られているんだなど、あるいはそういうことが求められているんだなど、こう

いうふうになるわけですが、そこら辺の解釈と運用はどういうふうにされますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 第4条の2項では、「暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったとき」ということで、当該情報を警察その他に提供をするというふうに定めております。

これは、排除に資すると認められる情報の範囲でございますけれども、こちらについては、犯罪に関する情報には限られないというふうに言われております。

暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、その情報を保有する町民や事業者の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものと言われております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この4条で町の責務と、町の責務で、冒頭では、暴力団の排除に関する施策の実施をしなきゃならんですよと、こういうことになっております。

そうしたときに、先ほどの答弁にもございましたけれども、あるいは質問にもございましたけれども、幸田町には要領・要綱がある。それにいろんな問題があることは事実、指摘をされた。しかし、条例を制定したら、要綱よりも上位法だから、上位である条例に従っていきますよと。至らぬところがあることは事実ですよ。至らんところがあるけれども、上位法が条例だから、それでよしとすると。現在の要綱・要領は手を加えずと。おかしくはないか。

あなたの答弁聞いておって、幸田町、本当に本気度があるのかと、本気にこの暴力団排除という形で取り組んでいく気持ちがあるのかと。今までは条例はございませんでした。県がつくったから、県のコピーで、必要などころだけ幸田町というふうに変えただけなんで、それをやったことによって、今までは要綱や要領が実態にそぐわなくても、上位法がそうなっているんでいいじゃないかと。あなた方の本気度というのはどこにあるのか、お尋ねしたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今回の条例の中にも委任規定等を第9条で設けておるわけですが、当面、条例の施行と一緒に条例を補完する規則を定める、その必要性は現在のところないということで、今回は条例のみの制定をお願いをしております。

それから、要綱等でございますけれども、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたが、この条例を上位に位置づけて、この関連性を明らかにして体系を整理をする、そういう限りにおいて、必要な部分は見直しはし、より系統だったものに改めていく、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの答弁、時間とともに変化していくわけだな。

一番初めは、この要綱については、運用は指名停止として、不整合性はないと、そのままいいんだよと、こういう答弁です。第6条は排除という規定がある。排除と指名停止とはどれほど違いがあるか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） どれだけの違いということでありませけれども、この排除と指名停止、公の契約、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約、それぞれの区分に応じて私どもは一定の場合に指名停止等ができるということ。指名停止イコール、その機関イコール排除ということで、暴力団の関連企業であったといたしましても、そこから関係を断つための必要な機関を指名停止をさせていただくということで、これは同じだというふうに思っていたら結構だと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大変大きな答弁をされたですね。排除することと指名停止をすることは同意語だよと、あなたの答弁ですね。

その問題について、9月28日のNHKの「クローズアップ現代」、これが暴力団排除条例の状況について報道をいたしておりました。その中で、一番の弱点は何なのか。それは、この47都道府県を含めて全部ですが、その47都道府県の中で一番問題になっておられるのは、片や排除するという条例の規定、片やあなたの答弁のように、指名停止をすると。指名停止というのは、永久停止じゃないんだ。状況によって、1カ月、6カ月、最長2年だと。こういう中で、指名停止というのは、喪が明けば、今度はフリーですよ。あなたの論法は、もう論旨がくちゃくちゃ。排除と言ったら、もう行かへんと、おまえ。これ排除だ。指名停止というのは、ちょっと外へ出ておいてくれと。また、仲間に入れてあげるでねと。これに不整合性はないから改めんと。何でそんなことが言えるの。暴力団に甘いと言われるのが、行政の基本的な観点というのは、論旨がくちゃくちゃ。論旨がくちゃくちゃであって、同意語をあっちゃこっちゃへらくりながら、結果的には暴力団排除をしないよということにつながるようなことも平気で言うわけだ。そうでしょう。排除と指名停止は同意語で、一緒ですよと、整合性はちゃんと保たれていると、何でそんなことが言えるの。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） この排除イコール、議員の御指摘ですと、もうこれは永久排除というのは、どんな方でもやはり更生の期間というのは必要ではないかというふうに思います。

この排除の中で、例えば法人等の役員に暴力団員がおった場合ですとか、暴力団員がおったと認められるような場合には、それから1年間は指名をしないというふうになっておるわけでごさいます。一度こういうものがおったら、その会社は永久的に更生が認められないというのは、これはいかがなものかと思われま。そういう方々は排除をして、健全な企業になれば、やはりその限りにおいては、また契約等への参加の資格が得られるということが、この条例と要綱を合わせた運用では、そのようになっているというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの論法は、みそもくそも一緒にしとるわ。

この条例で言う排除とは、排除をするに当たっての要件は何なのかと、きちんと定めておるでしょう。こういう要件を満たすから、もうおまえたちは排除だよと。こういう規定の中で、あなたの答弁は、いや、そうは言っても更生したら仲間に入れてあげるよ

と。入れてあげるよという要綱だから、問題ないじゃないかと言っとる。そんなことどこに書いてあるの。

更生をして、この条例の排除条例によるところの要件を満たさない、いわゆる暴力団じゃないよと言われたら、何もこの条例が適用されなくてもいいわけでしょう。この条例というのは、あくまでも排除することが前提だと、その組織なり個人が更生したら、この条例とは関係ないわけだ。

ですから、あなたの言われるのは、みそもくそも一緒にして、人間だれしも更生するじゃないかと。お説のとおりだ、更生したいと。更生したときには、この条例とは全然関係なく頑張って一生懸命営業活動やって取れよと、こういうことでしょう。それが何でこの条例の中でそういうことになるの。

この条例は、あくまでも世間を斜めに歩くようなやからに対してはそれなりの対処しますよと、排除しますよという条例だ。その中で、何で一定期間を定めた指名停止が泳いでいける。指名停止期間が過ぎたら、ここの要綱にあっても排除の対象じゃないんだよ。全く論旨が合ったらん。どう考えとるんですか。

もっと言うならば、これもNHKの中で言ったけれども、こういう弱点を持っておって、さらになおかつ地方公共団体や自治体は一般競争入札と、幸田町も採用しとります。そこに入ってくる要件は、もう何の制限もできひんわけだ。そうでしょう。

指名競争することによって、その指名業者がここで言うところの条例の排除要件に満たすかどうかというのは、審査の中に入ってくる。しかし、一般競争入札であれば、その網をくぐって入ってくるという要件がありますよと、フリーパスですよといったときに、じゃあどういう形でこの条例を生かして、排除をするのか。こういう選択肢については、NHKももっともこの条例の持つ問題点はそれぞれの自治体がきちっと向き合っていくべきではないでしょうかという問題の提起もされております。

あなたの答弁から言えば、我と言うよりも、幸田町長が出した議案については、すべて100点満点で1点の落ち度もないと、こういう感覚だ。人間だれしも欠点はある。手違い、間違い、勘違い、どこでもある。それがあからこそ、世の中が成り立って、よりよいものを目指していこうと、こういう仕組みになつとるときに、あなたの答弁は、暴力団や暴力組織が更生をしていく道を残しておくんだと、それはそれで結構だ。だけれども、それは更生した暁には、この排除条例の適用対象外でしょう。違うのか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるとおり、更生をされれば、この暴力団員等でなくなれば、この条例の外へ出られますということで、先ほどの私が申し上げたのは、法人の場合でずっと説明をさせていただいておったわけですが、例えば個人事業主であった場合、当然、この指名停止の期間をかけていくこととなります。その御本人が例えば暴力団の関係者であったとしたならば、その方は、議員のおっしゃられるように、永久に排除ということになれば、これは更生の道も一切認められない、逆に言えば、1回暴力団に足を突っ込んだら、人種差別的な扱いになってしまう。そのようなことでは、この県の条例等でも更生についてうたっておるわけですが、その更生をさせない限り、本当の暴力団の対策にはならないと思います。その後がない

ものであるなら、到底、これは暴力団を正当な社会の一員として迎え入れていく、そういうふうにしていくのが、それもやはり社会の責任ではないかなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたの言っとることは、みそもくそも一緒にした論理ですよと。この条例で言うところの排除というのは、引き続き世間を斜めに歩くやからである限りはあかんですよと。これは排除なんだ。

あなたの言うように、更生して、いや、私が歩んできた道は斜めだったんで、これからは皆さんと同じように真っすぐ歩いていきたいと思いますと言ったら、この対象外だから、これは更生するということなんですよ。更生した人間にこの条例は適用されることはないでしょうが。そのことを申し上げているわけだ。そのことに向き合わんで、人の揚げ足を取るようなことばかりやっとるのは、町長の得意わざだ。それは町長に任しておけばいい。あなたが言うことじゃないない。

この条例は、あくまでも世間を斜めに歩くやからに対しては排除しますよと。指名停止というのは、無期限停止じゃないんですよ。それだったら、排除と一緒になんです。指名停止だったら、一定期間を設けるわけだ。一定期間を設けたら、喪が明けたから、あなた仲間に入ってもいいですよと、暴力団という烙印を押されてもいいですよという感覚では、この条例が生きてきませんよと。そして、ましてや先ほど申し上げたように、一般競争入札であれば、敷居は低く、門戸は限りなく広いという対応の仕方をしたときに、それが実効性としてどういうふうに担保されますかということをお伺いをしとるわけだ。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、一般競争入札におきましても、その参加資格というのは、当然、こちらが認定をしておりますので、その時点でそういう、この条例に該当するような者がおれば、当然のことながら、一般競争入札への参加資格は付与をしないと、そのような扱いになろうかと思えます。

また、議員からいろいろ御指摘いただきました。やはり、私どもが目指すところは、暴力団が社会的悪から更生等をしていただく、更生しない暴力団についてはずっと排除していくという姿勢が基本にございますので、関係要綱、あるいは規則等、これは愛知県のどこの市町村でもやっておりますので、参考にして、よりこの条例が有効に機能するための調査、それから補完の仕組み等は検討をしていきます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どこの市町も条例でやっとりましますよというのは、排除をすることの条例の規定であって、一定期間を前提にした指名停止をしますよという規定はない。都合のいいときだけやったらあかん。あくまでも、排除を前提にした県下54市町村の条例だ。

その要綱だとか規則の中で、くそ道をあけているところもあります。あなたの言うように、一定期間指名停止をして、喪が明けるのを待っている。こういう対応をしている自治体もないとは言わない。だけれども、それでは実態として実効性はないですよということなんですよ。

それともう一つは、こういう事実事案を起こした。そうしたときに、その社名、事業者、あるいは個人も含めてですが、これは公表するということが前提になつておるわけです。この条例の中では、公表というのがない。

そうしたときに、これは県のほうにゆだねてありますわと言って、県のほうに全部逃げる。県は、県下市町村にそういう条例がないことは承知の上だ。承知の上なもんですから、市町村から、いや、これは幾ら何でもちょっと緩いから、県の条例に従って社名等を含めて公表してくれんかと、こういう道しか今のところ残っていないはずだ。そこから辺はどういう対応をされますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 県等とよく相談をさせていただいて対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、この条例の中には、社名とか、違反をした者については、社名とか事業者名、あるいは個人の名前を含めて、公表するという規定はございませんが、それはどう対応されますかということなんです。

私がかたまたま県がと言つてるので、それにぽつと乗っかっただけの話なんで、あなたの言葉で語ってないわけだ。あなたの言葉で語ってくださいよ。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 県の条例の中では、公表という規定がございます。それは、正当な理由がなかった場合、あるいは勧告に従わなかったとき等に限り、公表していくという規定がございます。

したがいまして、町に公表の規定がない以上、町が単独での公表をしていくということとはできないというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こうした社会のダニと言われておる暴力団を排除する。これは、国民共通の願いでありますし、国民共通がだれしもこういったことについては協力もしていきたい、私はこういう善意の気持ちがあります。しかし、この条例の中にも、町民の責務というのがあります。事業者の責務というのがあります。

そのことによって、暴力団と関係のない事業者や住民があらぬ情報とは言いませんが、そのことによって自由や権利が侵されていく、こういう一面危険な条例であるということも、これは承知をしていただきたい。

そうしたときに、実際にこの運用は、幸田町という一つの自治体が条例規定に基づいてきちっと運用できるのかと言ったら、できんですよ、率直に申し上げて。それは、全部警察のほうに情報提供をして、警察がそのような情報をコントロールしながらどう対応するかという形でやってこられるといったときに、事業者や、いわゆる善良な住民や事業者が、その自由な権利やら主張や、そうしたものが侵されてくることのないような運用については心がけていただきたいということと同時に、どういうふうな形の中で住民や事業者の権利・自由を確保していくか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 非常に難しいわけですが、私どもとしては、暴力団排除等へのいろんな指導ですとか、またいろんな情報の提供等で、町民の方々が安心な暮らしが営めるようにしてまいる必要があるかと思えます。

具体的には、今すぐこれこれこれをやりますというところまでは至っておりませんが、いろいろ県、あるいは近隣市等と調整をして、おくれることがないような対応をしてみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第54号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 料金設定の考え方ということで、2点ほど説明をいただきたいと思えます。

最初に、料金設定の基本的な考え方とか経過などについての説明をしていただきたいということが一つ。それから、町外利用者も当然想定されるわけですが、町内の方との分の割引特典とか、逆に町外には上乘せするとか、そのような検討はされたのかどうか、この2点について回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、第1点目の料金設定の基本的な考え方ですが、私どもとしても、幸田町の駅西駐車場の料金設定につきましては、平成23年度からの公共駐車場料金改正時に、既存料金や近隣の駐車場料金を考慮いたしまして定めてきております。

そんな中、相見駅駐車場でございますけれども、幸田駅と同じように、町内で、それも隣接する駐車場でありますので、幸田駅と相見駅の均衡を保つためにも、幸田駅西第1駐車場、そして相見駅駐車場、同一の料金と設定をさせていただいております。

次に、町外、あるいは町内との、特に町内の特権はということを考えてかということですが、私どもとしても、先ほど申し上げました幸田駅も含めまして、相見駅、こちらパークアンドライド駐車場でございます。より多くの方々に利用していただくことによって、環境に配慮していくことが必要かと考えております。このため、町内、そして町外の区別ということは行っておりません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回、幸田駅西第1駐車場の1日・半日の利用回数券が廃止をされて、5,000円で5,500円分の利用ができるプリペイドカードが新規に発行されるということでございます。プリペイドカードの作成枚数と、その予算は幾らぐらいなのか。また、カードの作成することになれば、絵柄等はどうされるのか。それぞれの市町では、独自の特徴を生かした絵柄を使っているプリペイドカードもございます。今後、どのような予定をされているのかをお聞きします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） プリペイドカード作成の枚数等でございます。

枚数につきましては、幸田駅、そして相見駅合わせまして1,000枚の作成を予定してございます。

また、御質問にございました絵柄の関係でございますけれども、これは現在検討中でございます。

なお、予算の部分については、ちょっと今手元に持ってきてございませんので、大変申しわけございません。失礼いたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 枚数は1,000枚予定されているということで、絵柄のことは今後考えていくということでございますが、本当に町独自の絵柄がよいかというふうに思います。

プリペイドカードは、それぞれの市町でそれぞれの利用のプリペイドカードがあるわけですが、やはり幸田町の駐車場のプリペイドカードだよということがわかるような絵柄がいいのではないかなというふうに思います。

それから、幸田駅西と相見駅は、同じプリペイドカードで利用が可能なのかということをお聞きをいたします。

それから、幸田駅西の第1駐車場の現在の定期利用件数はどのぐらいあるのかということ、できましたら1カ月、3カ月、6カ月でわかりましたら、お聞かせを願います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの絵柄の件につきましては、なるべくやはり議員からもおっしゃられましたように、皆さんに親しんでいただけるような、そんなものをしていけたらと、今後、進める中で考えてまいりたいと思います。

それから、同じプリペイドカードで幸田駅西第1、あるいは相見駅の利用はということでございますが、特にこれについては差異がございませんので、可能でございます。

それから、駅西第1駐車場の中の定期利用という部分のお尋ねだったと思います。

現在、駅西第1駐車場は、すべてで214台、そのうち100台を利用ということにしてございます。

ただ、その月別の部分については、ちょっと今、大変申しわけございません。こちらに資料を持ってきてございません。トータル的な部分で、定期利用100台ということ

でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） プリペイドカードは両方の駅で使えるということでございます。

プリペイドカードは、どこで販売をされるのか、どこで購入ができるのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、駅西の場合は、214台の中の100台が定期利用者ということですが、相見駅のほうは何台を定期利用者として予定をされているのかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、相見駅のほうの定期の部分でございますけれども、総台数500台のうち250台を定期利用に振り分けたいという考え方をしております。

それから、プリペイドカードの購入場所でございますけれども、これにつきましては、私ども所管いたします産業振興課のほう等で販売をさせていただけたらというふうに思っております。

なお、これについては、今後の展開の中で、また駅等の部分にも対応できればということも検討中でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 相見駅のほうは、500台の中で250台を定期利用にするということで、今、お伺いしました。

それから、どこで購入かということですが、産業振興課ということですが、産業振興課になりますと、やはり日中のあいているときでないと利用者の方々は買い求めができないわけでありまして、本当に住民サービスの向上から言いますと、私はそれでいいのかなというふうに思います。

今、部長が言われていましたように、今後検討されるということですが、やはり土曜日・日曜日、また夜なんかでも、このプリペイドカード、また後から出てきます定期のICカード、それが購入できるような場所が私は必要ではないかなというふうに思っておりますので、この辺も検討を願いたいというふうに思います。

それから、今回、定期券がICカード化されるということで、1,000円の保証金が徴収されます。これは、カードごとに更新の際に改めて1,000円を払うのか、1回払っていただければ、更新ごとというんですか、再度買うときには、それは必要なく、何年たってもそれは残っていて、保証金が徴収されないのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの答弁の中で答弁できなかった部分で、プリペイドカードの予算でございますけれども、現在、32万円見込んでございます。

それから、この券の販売等でございますけれども、駅等でなるべくということ、私もわかりますので、ひとつ十二分に検討させていただきたいと、かように思います。

それから、保証金の関係でございますけれども、これにつきましては、定期券で必要

になるわけでございます。当初、発行するときのみ、保証金としていただきます。カードが不要になりましたら、返却と同時に保証金は返金するというものでございます。

なお、更新の部分でございますけれども、更新される分については、既に納められていただいているということでございますので、その場合は不要と、継続という形になるということでもあります。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 購入方法ですが、駅なども今後考えていきたいということですが、駅には窓口に見える、見えない時間帯というのがありますよね。

私もほかのことで利用したいということで行きますと、突然、窓口が閉鎖になっているという場合もありますので、やはりこれはできたらいつ行っても利用者の方々が安心していつ行っても買える販売所というのを私は考えていただきたい。それが最終的には住民サービスにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、御検討をよろしく願いいたしたいと思います。

それから、今回、自動開閉機、自動精算機を設置することで、今までいた駐車場がすぐに無人になってしまうのか、特に幸田駅西です。駅西が今まで人がいたものが、これを設置することによって、完全にすぐ無人になってしまうのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、幸田駅西は本当に人通りが少なく不安という声もよく聞くわけでありませう。防犯カメラも今後設置をするということではございましたが、この無人になることによって安全面は確保されていくのかということをお聞きもいたしたいと思ひますし、また以前にも提案させていただきました駅西、また相見駅、今後のところも、一番駅に近いところの駐車場を女性専用の駐車場としていただけないかということをお聞かせを願ひたいと思ひますし、またそういうことも検討されたかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、現在の有人の駐車場管理から、今後、自動開閉機ということで、無人化になるかということでございますけれども、やはり朝等の混雑、その部分については、ふなれな部分等から、やはりアシスタント的に補助員でやるのではないかということを考えておまして、幸田駅西第1、そして今回新設となります相見駅のほう、委託をもって補助員をつけさせていただきたいと。ただし、これは朝の混雑時ということでございます。

それから、いろいろ不安と安全を考えまして、どうこうということがございました。既に、さきの本席の中でも紹介があったと思ひますけれども、相見駅にはカメラ15台だったと思ひます。それから、照明もLEDを使って、明かり等も十分照度を持った場内ということでございます。そういう部分で、今までの部分、御心配もあったかと思ひますが、それでカバーしていけたらということをおもう次第でございます。

それから、女性の優遇というか、優待といいますか、そういうことを過去にも議員からお聞きもしたこともございますし、今回どうだったかということでございますが、やはり先ほど申し上げましたとおり、それらのものを配慮して、特に女性だからという部分で配慮するというものについては、同じではないかということをお聞きもいたします。

で、特にそういう手だてはしてございません。

それから、盛んに駅の部分といいますか、現場駐車場の付近でカード等の販売ができないかということでございますが、実はいろいろこれまでJR等を含めまして、いろいろな施設の協議も行ってきてございますが、なかなかこの施設を構内等に設けるといことは了解が出せないということをかたくなに言われておりますので、そういう中でございますので、いろいろ方策を持って検討していきたいですが、なかなか難しいということだけは御承知をいただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 自動開閉機を設置することで、朝の混雑時には委託をして人はおるよということでございますが、委託をされるようでございますが、その委託はどのぐらいの期間を予定をされているのかということもお聞きをしたいというふうに思います。

それから、安全面でございますが、さきの一般質問でも答弁がありました。相見駅には15基の防犯カメラ、また幸田駅西には5基を予定をしているということでお伺いをしたわけですが、やはり本当に人がいないということは、安全面ではなかなか確保できないかなというふうに思っておりますので、できましたら女性専用の駐車場等もこの機会に設置していただければというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほど申し上げました駐車場の補助員、この期間でございますけれども、目下のところ、年間を通して各駅に2名、自動改札ということで補助員をつけてまいりたいと。ただし、その時間については、先ほども少し触れましたけれども、朝の混雑時という部分に限って、スムーズな駐車場の進入等が図れるように、支障のないようにということで配してまいりたいというふうに思っております。

それから、女性の部分でございますけれども、やはり不安ということでございますが、かといって特に大きな形も、さきにもこれは答弁が以前あったかと思っておりますけれども、取りづらくございます。

そんなもので、今後の課題ということでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回、回数券の駐車券をプリペイドカード化にするわけでありませけれども、このプリペイドカードによる利点について、お伺いをしたいというふうに思います。

一日利用と半日利用で、それぞれ統一した回数券がプリペイドカード一本化ということからすれば、どのようにも使われるというような利点もあるわけでございますけれども、この利点についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、ICカードが新たに発行されて、ICカード化されるわけでございますが、このICカードのチェック体制といいますか、紛失した場合のトラブル等の対応等についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、1点目のプリペイドカードにした場合の利点ということでございます。

今、議員もおっしゃられましたわけでございますけれども、やはり今日までは回数券、それも6時間未満と、それから6時間以上ということで、二つの回数券が扱われているものがプリペイドカードになると、そのようなことで、煩わしいといえますか、手間が特に省かれるであろうと。それから、特に現金を入金する等の煩わしさ、そういうものもありませんし、時間的にも短縮できるという見込みでございますので、頻繁に利用される場合等のお客さんにとりましては、とりわけ有効であるというふうに思っております。

次に、ICカードのチェックといえますか、どのようなチェック体制をと、それから紛失した場合でございますけれども、まずICカード、これにつきましては、入場、そして退場、これが1回ということでカウントいたします。ですから、途中で入ってから他の方に渡してもう一度入ってくるということ等はできないような仕組みになっております。

それから、紛失した場合のトラブル等はどうかということでございますけれども、この場合は、再度、保証料を払っていただきまして、カードを再発行させていただくということになってまいります。

なお、紛失の届け出をいただいた場合には、すべてに登録番号が措置されておりますので、その登録を抹消するというので、第三者に使われるということのないような仕組みをつくってございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までは、一日利用で6時間以上と6時間未満のチェック体制といえますか、それがなかなかうまくいなくて、空時間が発生したりというようなことも言われたわけでありましたが、このプリペイドカードは入場した時間というのがカウントされますので、それから一日、あるいは半日利用という形で自動精算ができるということで理解してよろしいかどうかということでもあります。

次に、自動改札機というふうに通告をいたしましたが、自動精算機ですね。自動精算機を導入することによって、新たにできる相見はそれが当たり前というふうに思いますが、幸田駅西の場合は大きく変わるわけでございますので、そうした点で、今まで人的配置で防犯面や、あるいは安全面、それからいろんな混雑時の解消等にも努められていたわけでありましたが、これが自動精算機の導入によって、安全面とか防犯面、そういうのはどのようになるのかということでございますが、その点についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 自動改札の精算といえますか、その部分での管理、これについては、今、議員もおっしゃられたとおりでございます。入場時の時間、そして退場時の時間、これを機械的に読みまして、その時間によって精算がされるということでございます。

それから、今回の自動開閉機をもって管理することによって、今までの管理、人的にやっておる余剰的な部分等による安全的な効果があったんじゃないかということでございます。

当然、場内の清掃も現在の管理についてはやっていただいておりますので、幾分、そういう部分でも回るということで、幾らか安全に貢献したのかなということは思われますが、やはり事故等の発生のないようにということで、先ほどの質問の答弁でも加えさせていただきましたが、防犯等の整備ということも、照明の整備ということもさせていただいていくのも、相見もそうですけれども、幸田駅につきましては、カメラも備えるということになってまいりますので、そういう部分で安全を期していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） プリペイドカードについてお聞きしたいというふうに思います。

現在、この一日・半日利用の回数券が発行されているわけでありましたが、今度、1,000枚を見込まれました。幸田駅について言えば、500枚ということでありましたが、合わせて1,000枚ということでありまして、このプリペイドカードは年間で販売はどれぐらいを見込んでおられるのかについてお聞きしたいというふうに思います。

大体は定期利用になりますので、見込めるわけでありまして、こうした回数券がプリペイドカードになることによって、どれぐらいの販売を見込んでおられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、混雑時の解消の件でございますけれども、補助員をつけるということで混雑時に対応したいということでありまして、それ以外にいろいろトラブル等が発生するかというふうに思います。機械でありますので、やはりこれは常駐体制をとったほうがいろんな住民の不安にこたえられるのではなかろうかなというふうに思いますが、そうした点での配慮はされないのでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、プリペイドの利用ですね、枚数でございますけれども、それぞれの駅に用意として500枚ということで、幸田駅西第1、そして相見ということで用意させていただくものでございますが、プリペイドカードの利用については、幸田駅のほうにおきましては、目下のところ、現状で申し上げますと、100枚強がすぐに必要となるであろうと、出ていくであろうと。それから、相見駅のほうでございますけれども、こちらプリペイドカードの利用については、現在、定期と時間割り想定をおおむね半分かと見込んでおります。そういう中で考えてまいりますと、スタートはゼロから、様子見から始まりまして利用が始ってくると、かように思われまして、平均的に6割程度の利用かなと思います。そうしますと、計算でまいりますと、150枚ぐらい御利用いただけることになるのかなということを推測をしております。

常駐の部分フルタイムにということがございました。やはり、多ければ多いにこしたことはないということでございますけれども、やはり今回、自動開閉機にシステムをもって移行するというところでございます。今までのように現金の収受とか、そういうものを個々にやっておる、そういう手間と機械ということで、やはりおのずと手間的なも

のも効率よくするがためにということでもございますので、そういう部分、常駐ということは過分であるだろうというふうに考えてございますので、朝の入場等の混雑時のみの対応とさせていただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの議論を踏まえてということですが、要は、自動改札機を設けると、あるいは自動精算というような形で、機械の導入ということに進んでいくわけですが、機械はもともと故障することが前提ということですよ。故障の起きない、トラブルの起きない機械なんていうことはない。そうしたときに、今度は、少なくとも今は、半日、人が常駐体制をとって、何事かトラブルがあれば、人による対応ができた。

今、部長の言われるように、混雑時だ、混雑時だと言いながら、じゃあ混雑時は何時から何時までを想定しとるかという答弁がないわけだな。30分でもいいし、1時間でもいい。そういう極めて短時間の雇用の問題、雇用の問題は後ほど触れます。そうしたときの人による短時間の対応はあったとしても、基本的には無人化をする、機械にお任せをする。そうしたときに、駅西よりももっと人通りが少ない、田んぼの中が相見駅だ。何か、駅西が人通りが少なく危険ということを言われるが、もっと危険なのが相見だ。

そうしたときに、機械が故障したときにどういう対応をするのか。ここら辺をきちっとしておかないと、そうしたとき、機械が故障したときには、大概、私ら特に頭に血が上ったりするわけですが、そういう問題にトラブルが起きたときには、機械を相手にストレスを発散するということだってあり得るはずなんです。そういう故障の問題も含めて、どう対応するのか。

つまり、一日24時間のうちの30分足らずが混雑時の対応でございますと。言葉はいいわな。混雑時の対応だと言っておきながら、15分でも対応だ、1時間、2時間でも対応だ。時間を言わないところが、あなたのしたたかさ。賢くなった。

そういうことも含めて、一つは、混雑時とは何時から何時までで、時間の想定は何時間か。それから、特に夜間の無人化のときに起きた故障に対しては、どういう迅速な対応ができるのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず最初に、混雑時の解消という部分で、この内容は、先ほども触れたわけでございますけれども、やはり利用の仕方がわからない、機械の操作等がふなれだという方等の朝の混雑時、この解消をするがためでございます、その関係で、2名の者を朝の3時間、そして4時間という形で配してまいりたいというふうに思っております。

そうした場合に、それらの残りの時間が無人になるではないか、これが機械が故障したらどうなんだということでございますけれども、今日までこのような今回取り扱います自動開閉機、決して幸田町が第1号でもございませぬ。実績も相当ございませぬし、近隣もございませぬ。しかし、特に大きな問題は、今日まで解決されてきて、問題はなかる

うと思いますけれども、機械でございます。ひょっとしてということがございますので、それがためには、委託管理会社をもって常時24時間監視のモニターの管理をかけたいたいと。なお、モニター会社からは、現場の機械のところでインターホンの対応等もできる形のシステムで対応してまいると、そんな予定でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、時間帯の確認です。

朝の3時間ないしは4時間と、こういうことですよ。

そうすると、朝6時から3時間、4時間というのは、一般的に平たく言えば、午前中いっぱい2人の体制でいきますよと、こういうことなのかどうなのか。

しっぽをつかまれんようにぼやっとながら、答弁というのは、親切丁寧、懇切丁寧に簡潔にやるのが答弁でしょう。だから、時間はどうだと言ったときには、3時間から4時間と言えば、3時間から4時間は、一般的には朝の6時から11時、あるいは午前中いっぱいですよと言うぐらいなのが、これが親切な答弁の仕方じゃないのかなと、2回目の答弁が来ないよとということを含めていくなれば、そういう答弁が必要だろうなというふうに思います。

それから、機械は故障するものというのは、少なくなってきたことは、事実。しかし、起きないものではない。それが運悪く、人もいない、深夜に近いといったときには、やっぱりそれを対応する人が女性だったときには、心細さがあるわけだ。そんなときに、いや、インターホンでちゃちゃっとやれば、すすっとできてと、機械は遠隔操作ができるのか。

インターホンで対応はしてくれるであろう。インターホンをやっとなるから、警備会社のほうが。いや、右向いて、左向いてと。目の前に機械があるでしょう。この機械のここをこうやってと。そんなことでは、また機会が故障するもどだわな。苦情は受け付けますよ、不安の解消はしますよ、機械はバーがあきませんよと。それでいいのかという問題の提起なんです。

そうしたときに、委託会社のほうに任せてありますので、万全でございますと。何が万全だ。故障が起きたときに、万全と言ったら、すぐ対処・対応ができるような人が来なければ、実際には動かんわけだ。もし、それをやらなかったら、遠隔操作で開閉機が自動的にぱっとあくような、そういうことも含めた委託の内容ですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 先ほどの補助員の従事時間帯でございますけれども、議員もおっしゃられましたけれども、朝の6時から9時、あるいは10時までという考え方で、2名の者を考えてございます。

それから、機械が故障は余り想定はしてございません。万が一故障が発生した場合の備えで、先ほど申しまして、そんなことが対応できるようにということで、管理会社をもってモニター、あるいはインターホンという形で対応するというところでございます。

この管理会社につきましては、短時間に現場に来れる者をもって委託をかけたいたという考え方でございますし、インターホンの中で単純にやり直したいなことでできるようなことであれば、そちらからも指示で実行していただくというところでござい

す。

要は、遠くから、名古屋から走ってくるとか、そういうものではございません。近いところから、もしかの場合には、少しお待ちいただきますが、短時間のうちに参って現場の対応をするというものを委託の中で諮っていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） という点で、あなたの言われた、まず時間利用の関係で、3時間から4時間だよという意味合いは、2人合わせた3時間から4時間ということなのか、2人常駐というのか、朝の混雑時の対応ですから、そういう点からいけば、2人のトータルなのか、1人の時間なのかということをきちっと。

そんなものは、聞かんかったほうが悪いわけで、トータルで2人で4時間ならいいじゃないかと言えば、1人当たり2時間になってくるわけだな。これが朝の混雑時ですよということにも、どうにでもなるような答弁するなや。

ということを申し上げて、きちっといただきたいということと、もう一つは、結局、そういう対応がされても、基本的には、現在、駅西でしかやっていないけれども、2人の雇用対策として、短時間じゃなくて、きちっと対応しとるわけだ。それは、一つは雇用対策の問題ですよ。

過日の一般質問でも、高齢者の雇用対策をどうするのかと言ったときに、そういう面も考えておかないと、ただ単にそろばん勘定して、利用者の利便性、効果の利便性が図られるわけだ。利便性が図られたら、人による対処の仕方、混雑時の対応は、切って捨ててちょこっとやっていくというのが、今の須賀町政の進め方かと。口ではちゃらこらちゃらこら言うけれども、実態としては、どんどん行政の水準を引き下げることによって、住民の不安を増長させていくような、こういうことにもつながっていく。パークアンドライドだとしゃらくせえ言葉を使うけれども、その実態は、利用者が夜間になれば人通りもない、車も通らへん。車が通らんのは、駅利用する者しかおらん。昔の幡岡農道は通るわな。

という点からいけば、やっぱり人による体制を万全にするためにどうするのかと。防犯カメラが対応するわけじゃない。それは証拠映像を撮るとるだけだといったときに、現在の雇用体制を守りながら機械化を図って、利用者の利便性を図っていくというのが、これが選択肢なんですよ。そんな無駄な金なんか使いたくはねえと、こういう形で今日の行政が、口では言うけれども、内容的にはそういう行政がどんどん進んできているのが実態だということも含めて、どう対応するのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 朝の時間、それについて、後から言われました雇用の体制というのものも、同じような中でございますので、あわせて体制について説明させていただきます。

現在の駅西につきましては、御存じのように、2名が各12時間、延べ24時間ということで、6時から6時をやってございます。それを今回は、幸田駅の駅西第1でございましてけれども、そちらのほう、朝の6時から想定10時まで2名で、この開閉等の渋滞等を解消する等に努めていきたいと。

それから、同じく相見駅の今回の自動開閉の部分でございますけれども、やはり2名の体制で、朝6時から想定9時でございますけれども、やっていきたいと。ですから、延べで言うと6時間ということでございます。

それから、従事される方々の内容でございますけれども、これまで幸田駅西第1駐車場等につきましては、場内の清掃という部分もやっていただいております。今後は、もちろんこの幸田の駐車場もそうでございますが、相見の駐車場もそのようなことも必要になってまいると考えております。

そこで、幸田駅のこの駐車場等の清掃については、1人配置して、1時間は一日回っていただこうと。それから、相見のほうでございますけれども、やはり場内の清掃の部分、ここを自由通路、広場、そして駐輪場、これらも含めて清掃等の管理をやっていただこうということで、人員は4名、時間数は延べで12時間という考え方を今してございます。

なお、この相見の一体的な自由通路等の管理委託として、幸田駅の清掃、これは土木で一元的に今後管理していこうかということでございますが、それらを比較してトータルで申し上げますと、今日、幸田駅の関係で2名の方が従事し、延べで24時間というものでございます。それらが24年度からの考え方で申し上げますと、人員は延べで9名、時間数は延べで27時間になるということでございます。1人当たりの時間等は減るわけでございますが、延べの時間数では現在よりも少しふえるという状況に予定してございます。

それから、それらをもってしても夜間の安全・安心という言葉があったわけでございますけれども、先ほども、繰り返しになりますけれども、やはり防犯カメラ、それから照明等で安全を期していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第55号議案の質疑を行います。

まず、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） お願いします。

今回は、職員用パソコンを一斉に270台購入するというわけで、金額も4,300万円という高額な費用がかかります。リース期間が過ぎたとはいえ、まだまだ使えるだろうなということと、それからなぜ全部一斉に変えるのかなとか、古いものはどうするのかとか、いろんな疑問がありますので、お尋ねします。

まず、全般の話ですが、現在使用中のパソコンについて、どこの会社からいつリース

契約をしたのかなということについて、最初、お伺いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） リース契約会社でございますが、機械本体は富士通製を使っております。それで、時期でございますけれども、平成17年の8月に契約をしたものが、現在、6年5カ月経過をしております、これが130台でございます。それから、平成18年の8月から契約をしており、現在、5年5カ月が経過をしておるものが127台でございます。

リース契約会社につきましては、ちょっと申しわけありません、後ほどお答えをさせていただきます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） リース契約後のパソコンの処理ですが、会社に返すのか、引き取るのかという部分について、お願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 既にリース期間が満了しております、現在、無償譲渡いただいております。幸田町の所有でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今度は買い取りということになりますが、買い取ることによってどれだけのメリットが生まれるのか。リースの契約延長のほうが安いんじゃないかなというようにも思いますので、その辺のところの試算の結果はどうだったんですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 失礼いたしました。リースの相手方でございますけれども、日本電算株式会社でございます。

それで、今回の更新かリースかという検討につきまして、私どもが行わせていただいたところでは、リース料率の設定をどこにするかによって変わってくるわけでございますけれども、仮にリース料率を2.24に設定をしたといたしますと、現在、この購入よりも323万7,000円ほど4年間の支払い総額が高くなります。

また、議員おっしゃられるように、その後、再リースをしていけば、低額で再リースができていきますので、そういう部分はあるかと思いますが、購入におきましても、償却年度が過ぎた後、使えば使っていただければただで使えるということになりますので、比較の限りにおいては、この300万円ほどが経費が安くなるというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在のこのパソコンが町のものになったわけですので、使い勝手がいいと思うんですが、どこが不便だということですね。どこが不便なのかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、不便な点ということでございますが、容量の問題がまず

1点ございます。現在の機械につきましては、現在のメモリーは1ギガでございますが、これが大量処理が可能な4ギガの容量に変えてまいりたいというふうに思います。

また、外部との通信ですとか、データのやりとりで不都合が生じてきておるケースが出ております。具体的には、県とのやりとり等で、県から送られたものが開けなくなっておるとか、そういうこともございます。また、さらには今後、故障した場合の部品の調達等ができなくなる、そういうような可能性もあるということで、今回は購入更新をさせていただくということでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 270台全部一斉に同じ機種にそろえないと、高度情報化にならないのかということが問題だと思うんですけども、なぜ全部同じ機種をそろえるのかと。そうしないと、このグループウェアというのは成り立たないのかという部分についてお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） パソコンは、個人がそれぞれ使っておる場合には、さほど大きな問題はないわけでありましてけれども、ただみんな使っていくということになりますと、機器やネットワークなどの管理をしていかななくてはなりません。そのネットワークを管理する上におきまして、複数のものがあるということになりますと、その違いにより管理が複雑化してまいります。また、古いものと新しいものの同居がしづらい、そういう場合が発生する、そういうことも考えられます。したがって、今回は一斉に同じものとさせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 全員が同一の機能を持つ必要があるのかどうかというのは、とても疑問だと思っております。使われる場所によって使用頻度は違うわけですし、使用の目的もまた違う部分があると思うんですよ。確かに、愛知県とのやりとりとか、いろんなところでは、高性能なパソコンが必要かと思うんですが、場所によってはそんな必要ない部分もあるわけですので、なぜ同一価格で同じものを使うのかと、もうちょっと場所によっては低価格な機種もいいではないかと思うんですが、その辺についてお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現在、グループウェアの機械を使って処理しております業務、書類の作成からもろもろの計算業務等に使っておるわけでございますけれども、グループウェアの一つの形態といたしまして、ペーパーレスを図るための情報の送受信、あるいは会議資料の共通フォルダを使っての共同で作成をすとか、あるいは財務会計の端末としても使っておりますので、その限りにおきまして、職員は同じものとさせていただきました。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 270台が同一機種で同一機能というのは、そんな必要はないなというふうに今でも思いますが、どんなものかなと思います。

一部は取りかえるにしても、ほかは今あるリースの買い取りしてしまった機種で間に

合うんじゃないかなと、一部は当然新しいものにせないかと思うのですが、全部が全部する必要はないんじゃないかというふうに自分では思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 今回は270台の一斉更新ということでお願いをしております。

議員おっしゃられますように、程度の高いいいものについては、幸田町、これだけではございませんので、ほかの使える部署を探して使っていく、そういう考え方も持っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 次に、富士通の機種を選定した根拠についてお伺いしたいと思います。町内にはソニーとかパナソニックの工場もあるので、なぜ富士通なのか。ソニーの人が幸田の役場へ来たら、みんな富士通のパソコンがあると、ソニーは1台も見当たらんと、そんなようなこともあるかなと思うものですから、なぜ富士通なのか。その部分を、前が富士通だったからというふうに言われるかもしれませんが、なぜソニーじゃいけないのかと、ほかの機種も同然ですが、そのことについてお願いをします。

ちなみに、小・中学校で使っているパソコンは、やはりリースだと思いますが、やはり富士通なのかどうかについてもお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、富士通とさせていただきました理由につきましては、ホストコンピュータが富士通製でございます。各種業務のプログラムや部品の流用や保守が一貫して行えるということで、同一のメーカーとさせていただいております。

また、過去にも、議員おっしゃられますように、町内に事業所がございますメーカーのものを使わせていただいたこともございます。そのときには、キーボードの違いなどにより、操作性が悪かったということで、使った職員からの不満も多かったということもございますし、また町内にあるところのメーカーさんにおきましては、法人用ではなく一般向けのものを主流として扱っておられたということで、先ほど申し上げたような点で、操作性が悪かったという反省点を持っておるところであります。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 町内の小・中学校におきましては、富士通製のパソコンを使用しております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町全部一斉に富士通ということをお聞きしました。ホストコンピュータが富士通だからということになると、これはずっと富士通ということに多分なっていくんじゃないかと思って、その辺を心配しております。

今回のこの導入を決めた機種が、富士通の「FMV LIFEBOOK A561/C」というもののうちの型番が「FMV NA4NE」だと思うんですが、これを選んだ理由について、町がこの調べて選んだのか、または業者の推薦があったのか、その特

徴についてまたお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 選択の関係でございますけれども、標準的な機能を持っておるものを富士通製のパソコンの中からそういうものを、まずそういう視点、それからこれまでの実績、今までずっと職員が使ってきておりますので、そのなれにより、すんなり移行が行けるという点で、現在のものに選択をいたしました。

また、現在発売されている機種の中では、できるだけ最新機種を選択をして、業務上使いやすいノート型のものとして提案の機種を選択をさせていただきました。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 入札後の結果を見ますと、富士通株式会社東海支社というところより今回落札したトーテックアメニティのほうが安いんですね。ですから、落札したと思うんですが、要するに同じ「L I F E B O O K A 5 6 1 / C」でもいろんな型番があるものですから、型番の違いで値段の差が出てしまったのかなということを心配したものですから、同じ型番の機種というふうに限定があったのかどうか。先ほど言いましたように、「N A 4 N E」という型番だよという指定があったかどうかについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 型番につきましては、ノート仕様についてでございます。富士通「F M V L I F E B O O K A 5 6 1 / C」でございます。それから、デスクトップ仕様につきましては、同じく富士通の「F M V E S P R I M O D 7 5 1 / C」でございます。さらに、これのみならずいろんなソフトを込みでございますので、そこら辺は、内容としてはそうっております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今言いましたように、型番というのは、「L I F E B O O K A 5 6 1 / C」じゃなくて、もう一つ下に、先ほど言いましたように、「F M V N A 4 N E」という、これが型番なんですよ。「L I F E B O O K A 5 6 1 / C」というのは、いろんなものがあるんですよ。この名前を持ったパソコンというのはほかにもあるんですよ。要するに、ベース機種が違うんですよ。ベース機種は、全部きちっと向こうに提示して入札させたのかどうかということを気にしておるわけですよ。ベース機種というのはどういうことかと言うと、同じ「L I F E B O O K A 5 6 1 / C」でも、値段が違うんですよ。ですから、その部分を統一したかどうかの確認です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 恐れ入りますが、後ほどお答えをさせていただきたいと思いません。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これからもずっと富士通だというような感じがしますね、今までずっと富士通だったからということですね。そうすると、今回、この入札に参加した業者を見ますと、富士通関係者が随分多いなというふうに思います。

これだと、富士通関係会社の同一入札ということにならないかというふうに思うんで

すが、今回、入札に参加した業者7社のうち富士通関係会社というのは何社になるんですかね。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 富士通関係会社、富士通製のみを扱っておる業者かどうかということにつきましては、ちょっと今、そういう種別で業者を見ておりませんので、申しわけありませんが、お答えができません。

それで、先ほどの型番についての御質問でございますけれども、こちらについては、型番まで仕様で示して入札に付しております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 富士通という名前の会社が随分入っておると、もうどう見ても、少なくとも5社は、完全にこれは富士通とその仲間という感じがするんですよ。そうならば、いわゆる関係5社で、言葉は悪いですが、相談して値段が落ちることもあるわけですから、そういうことは調べられたかどうかと、関係会社はどのように調査したのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 入札に際して、その入札額に対して事前の調整行為が働いたかどうかということでございますが、それについては、そのような情報もございませんし、何かほかから情報があればでございますが、尋ねても、そのようなことはないと恐らくおっしゃられると思いますので、調べようがないというのが現実ではございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 入札の会社を見ると、富士通エフサス中部日本東海支社、それからこの落札したトーテックアメニティ、それから富士通株式会社東海支社、富士ゼロックス、これもそうですね、それから富士電機、これも取引業者ですから、全部富士通系ですよ。こういうところで、富士通関連会社同士の談合はなかったかどうかということが気になったものですから、これからもずっと富士通でやっていくとした場合、そういう部分が心配として残りますので、もう少しきちっと明白なこの会社なんだよというふうに、または資格調査もしていただきたいなというふうに思いまして、今の話をしました。

次の話に行きます。

これ、どうしてもパソコンというのは、みんな1人1台なければいかんのか、270台要るのかという部分ですが、パソコンの利用実績ですよ。今度、まさに高機能なパソコンを270台全部取りかえると。全員が全部その機能を使って仕事をするわけじゃないような気がしますので、今までパソコンを使っておる中で、利用実績というものを調べられたことがあるのかと、そのことについてお伺いしたいと思いますよね。今まで、どのレベルまで使っていたのか、使うのか、そういうことが実際に調べられているのかなということが気になりましたので、何でも償却期間が来たから一斉に変えちゃえというのじゃいかんなと思っておりますので、ぜひその点について調べられたことがあるかどうかについてお答えください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、最初の富士通系というお尋ねにつきましては、富士通エフサスと富士通東海支社が富士通系でございます。あとのものについては、ほかのメーカーも取り扱っておる会社でございます。

それから、各自のパソコンの使用実績についてということでございます。

これは、集中管理しておりますので、調べればわかるかもしれませんが、本日までにおいて、だれがどのように、時間なりの、そういう解析はしたことはございません。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） どうしてもパソコンは富士通という感じがしますが、業者もなるべく地元の業者を優先すると、そのようなことで、もし地元こういう取引する業者があれば、その人にも声をかけるとか、幸田町にある会社の中でパソコンをつくっておるところがあれば、その人にも声をかけるとか、そういう努力は欲しいなというふうに思いました。

最後に、災害に備えてデータのバックアップというのは当然やっておられると思いますが、このパソコンについてもどのようにされるかについてお伺いして、終わりにします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、町内業者の育成の視点からの件でございますが、今回のようなケースにつきましては、ソフトも一括での契約になっております。また、本体及びソフトの一元管理がされる業者であるということが、これを運用していく上で不可欠であります。単に販売をしておられる会社というわけにはなかなかいかないかなという部分がございます。

それから、バックアップでございますけれども、バックアップにつきましては、端末からサーバーへ各課ごとにデータを保存します。それから、その後、サーバーから毎日、テープへ保存をし、バックアップをしております。このテープにつきましては、月1回、県内にある保管場所に移動をさせて、厳重な管理のもとで管理をしておるのが現状でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、10番、夏目一成君の質疑を許します。

10番、夏目一成君。

○10番（夏目一成君） 私のほうからちょっとパソコンの処分方法についてお聞きしたいと思います。

先ほど中根議員の答弁にもありました、このパソコンにつきましては、町のほうの所有ということでお聞きしましたので、このパソコンのどういう形で処分といいますか、していけるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 対象物件につきましては、下取りではなく、購入業者を通して廃棄をしていく予定をしております。その際には、専用ソフトによりましてデータを消去して、万全を期していく、そういう予定でございます。

○議長（池田久男君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） そういうことであれば、有効活用ができないかということもあるんですが、その考えはあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 中には、程度のいいものもまだまだあろうかと思えます。今回は、5年5カ月と6年5カ月経過したものを処分をしていくわけですが、今後、回収をいたしまして、その回収したものの状態のよいパソコン、こちらについては、再利用を図るように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 10番、夏目君。

○10番（夏目一成君） せっかくの財産でありますので、ぜひそうやって再利用していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 概略の目安といたしまして、半数程度は小学校の児童・生徒の調べ学習なんかでも使えないかということで、今、検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、10番、夏目一成君の質疑は終わりました。

次に、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 買い取りとリースの違いについてのお尋ねであります。先ほど、今回の取得は4,300万円、それからリースとの差についてどちらが有利かどうかというのは、リース料率2.24%が、これが分岐点になるという回答で、300万円ほどの違いがあるという話を聞きました。

ところで、今回、4,300万円で取得するんですが、これについての具体的なリースの支払った額というのは幾らだったかということ、計算すればわかると思われるかもしれませんが、もし把握してみえたら、それをお尋ねしたいと思います。

それから、今回のパソコン取得によって、新しい方策も考えられたかと思えますが、これによって窓口で町民へのこういう利点できたよとか、こういう面で早くなるよとか、そのようなシステムの前進というか、開発というか、そういうようなもので、住民とのつながりの中で何か前進したような、そういうものがあるのかどうか、その辺について回答をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） 現行の機械のリース料の支払い総額でございます。6年5カ月経過したもの、それから5年5カ月、合わせまして5,185万1,520円、これが今までの機種ごとの支払い総額になっております。

また、町民サービスへの向上等の件でございます。このインターネット環境ですとか、日々進化をしておりますデータへの対応、あるいはメールや電子文書への対応が、古くなってくると取れないことも予想されます。こういうような表面にあらわれない部分ではありますが、一定の期間を経て更新をしていくということは、これは最終的には住民

へのサービスの向上につながるものかなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） このパソコンの耐用年数でございますけれども、今回はまだまだ半数以上は使えるものがあるということでございますけれども、6年5カ月と5年5カ月でございますので、5年5カ月ぐらいのはまだまだ耐用年数があるというふうに解釈をするわけでありましたが、今回のパソコンの耐用年数と、それから買い取りによる利点についてお尋ねしたいと思っておりますが、先ほどの質疑の中では、リース料よりも買い取りのほうが経費削減になるというふうなことでありました。この点について、今回はどうなるのかということでございます。

それから、パソコンについて言えば、日々いろいろと変わってくるわけでありましたが、リースのほうがメリットがあるというようなことで、以前は、確かリースにされてきた経過があるわけでございます。今回は、そうした比較はしなかったのかということですが、その点についてお尋ねしたいと思っております。

それから、この一覧表を見ておきますと、職員数は322名、現在がパソコンの台数は257台で、更新が270台ということになります。パソコンにつきましては、職員1人1台というような形で方針を進められてまいりましたけれども、今回、対象人員のうちの270台しか更新をしないということからすれば、そうした不足分はどうするのかという点でございます。

次に、デスクトップの台数でございますけれども、これが企画課と、それから電算のほうに配置をされるわけですが、こうしたデスクトップの数が若干少ないように感じられるわけでございますけれども、その点について言えば、容量的に言えばデスクのほうに十分容量もあるという点からすれば、総務とか、県とのやりとりの中でも大変だということからすれば、少ないのではないかなというふうに感じるわけでありましたが、その点はいかがかということになります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、パソコンの耐用年数でございます。

これについては、税務会計上の耐用年数は4年でございます。しかし、それを過ぎても、これは使っていくことができます。そういうことでございますので、私どもはそれを過ぎてからどれだけ長く大事に使っていくかが一番経費の節減になるかと思っておりますので、4年ですぐに次に更新をするというものでもないということで、1点、御理解がいただきたいと思っております。

それから、買い取りのメリットということでございますが、先ほど一定の条件下でのリースとの比較を申し上げさせていただきました。その観点では、経費的に4年総額で安くいくということで、買い取りを選択をさせていただいております。

また、不足分でございますけれども、消防職員等につきましては、交代勤務でございます。そういうものについては、供用利用の設定をして、2人ないし3人に1台ということもあるということで、実際面、不自由はないかなというふうに思っております。

また、保育園につきましても、常時、事務利用が一斉に必要なということもほとんどないのではないかとということで、必要な数を設置をしていく、そういう予定であります。

また、デスクトップの関係でございますが、こちらにつきましては、電算グループ及び特別なソフトを扱う部署に導入をしていく考え方であります。

電算におきましては、全端末の管理を行うなど、高度な利用が必要であります。また、外部機器などの拡張性を考慮して導入をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、デスクトップの場合、台数的にはいかがかと、十分満足なのかどうかということでございます。

それから、何カ月か前でもございましたけれども、今、住基ネットの関係からすれば、自治体の情報が漏れるというようなことも出てきております。このソフトウェアの導入一覧にもございますけれども、いろんな対策ソフトがあるわけですが、こうした関係からすれば、今回、新しいパソコン、新しいソフトウェアになって、その点は十分大丈夫かということでございます。

また、電子入札の件でも、情報が漏れたりとか、そういうこともございます。やはり、こうした対策は万全にすべきであります。その点についていかがかとありますが、どうでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） デスクトップの台数は、これで十分であろうというふうに思っております。

また、情報の管理の関係でございます。

この大きな枠組みといたしまして、インターネット等、外へ出ていく、外から情報を取る、そういう情報系の業務と、それから内部で、外へ一切出さないシステム、業務系と、大きく2本立ての業務に分けております。その業務系につきましては、一切外へはアクセスできないようになっておりますので、その点の心配は不要であろうというふうに思っております。

また、職員が情報を自分のパソコンからメモリー等に移して持っていくということも、これもできないようにしておりますので、よろしく願いいたします。

また、県の電子入札の件をおっしゃられましたが、こちらについては、プログラムにミスがあったということでございますので、今回のケースとは若干異なるかと思いません。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、あなた方の理由は、リース期間が満了して若干使っておったけれども、買い取りですと、こういうことですよ。

過去、リースにするか買い取りにするか、こういう議論の経過がございます。そうした中で、今回、買い取りを選択した。買い取りを選択したということは、耐用年数に関

係なく長期使用をしますよというあなた方の姿勢のあらわれだ。

あなた方は、今までリースか買い取りかと言ったとき、リースのほうが安いよと言って、買い取りはすぐ更新だということが言われてきて、リースを選択をしてきた。しかし、今回は買い取りをしたということは、耐用年数、通常は4年だと言われている。4年は関係なく、5年、6年と引き続いてこの機種を更新せずに使いますよという、そういう方針のあらわれだと、こういう理解しかできんわけです。そういう点でいいかどうかということが第1点。

処分の方法については、水面下で動きがあったにしましても、そうしたときにカンボジアへ送っていきたくないかと。これも、カンボジア支援だと消防がやってきた。ちょっとやけどしちゃったもので、今、口をぬぐっとるけれども、そういう発想のもとでカンボジアに送ろうと、こういうことを選択してこられた経過もありますよね。それはどこでどういうふう消えたのか、要因が二つあるというふうにお聞きをしとるわけです。説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、先ほどもお答えをいたしました。本期間については、税務上の耐用年数の4年が過ぎたらすぐ変えるという考え方は基本的には持っておりません。できるだけ長く使えば使っただけ割安になっていく、そういう性質のものでございますので、この使用に当たっては、そのような視点で考えてまいりたいというふうに思っております。

また、処分について、カンボジアとの関係でおっしゃられました。確かに、一時、カンボジアとの関係もございまして、そういう方面で幸田町として支援ができないか、検討をさせていただいたことはございまして、しかしながら、海外への持ち出しにつきましては、これはライセンスの問題等がございまして、こちらは非常に難しい部分があるということでございます。

本体のみであれば、輸送費と税関の手続により可能と思われるわけでありましてけれども、OSやソフトの持ち出しが禁止をされております。そのようなことで、今回はカンボジアというか、まずは半分程度は、使えるものは小・中学校等で使い、その他のものについても、またほかに使い道があるならば使っていく、そちらのほうを選択をしていくのが当然であろうかと思っておりますけれども、ただカンボジアでということでは、こういう難しいことがございまして、ここら辺がクリアできるのであれば、カンボジア等も選択肢の一つとして、丸っきり排除はできないかと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 非常に歯切れが悪いなど、こういう印象を持つわけですが、結局、一つは、リースから買い取りにしたよということは、先ほども申し上げたように、従来からとってきた幸田町の政策方針から転換をされた。買い取りというのは、その前提が耐用年数にかかわらず長期の使用をする、そのことによって経費の実質的な削減につながりますよと、こういう政策の転換だと明確に言ってちょうだいよ。

そうでなければ、途中でまた期間が来て、4年過ぎて、5年過ぎたら、やっぱりあかんわ、新しいのが欲しいわと、ころっと変わってくるのが幸田町の特徴だがや。特に、

今回の今期の町政は、その時々気分・感情でころころころころ変わってくるんで、危なくてしょうがないわけだ。

だから、少なくとも買い取りを政策的に転換をさせたと、これは事実経過ですよ、議会へ提出をしてきたんですから。その前提は、政策を転換したということは、耐用年数にかかわらず長期間にわたってこの機種を選択して使用する、こういう政策の転換だということだけきちっと言っていただきたい。

それから、カンボジアの関係は、いろいろあるけれども、1台当たりの関税が高過ぎるじゃないかと、これが一番の選択肢の問題の第1点目だわな。関税が高過ぎると、かえって本体を買ったほうが早いじゃないかと、新品を送ったほうがな。だけれども、それは一つで、もう一つネックになったのが、どういう方法をとろうと、そこにデータが残っていく、消去ができないと、データ処理が難しいと、こういう二つの問題があるわけでしょう。それは違いますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） まず、今回は買い取りかリースかという点につきましては、一斉更新をするという点で、管理上の違いというのは、バージョンが違うことにより、そういうものは発生がしないわけですが、今回は、先ほど来申しておりますように、リースとした場合と、それから買い取りをした場合、その限りにおいては、買い取りのほうが安価であったということをお願いをしたいと思います。

また、カンボジアとの関係で、関税が高いとおっしゃられたわけでございますが、確かにそのような感もございます。問題がない形で、それとデータの関係も確かにそうでございます。それから、OSなんかのライセンスの問題もあります。それらを完全に問題がないような形で持っていくと、向こうですぐに使えない。また使えるようにするためには、いろんなお金がかかると。そういうようなことも考えられるわけでございまして、そこら辺で、すぐにそちらのほうへ送るといことがなかなか申し上げられない、そういう内容でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた方の答弁というのは、いつの場合でもくそ道は用意しとるわけだな。

それは、「今回は」という限定をつけて、今回はリースよりも買い取りですよ。一定償却年が過ぎると、やっぱり買い取りをやったけれども、やっぱりまずいわと言って、今度はリースに変える、目先を変える。いや、リースのほうが安いですと言って、そんなことの繰り返しだ。

リースから買い取りになって、買い取りになってからまたリースと、そういうことを繰り返しながら、いつもいつも新しいもの、新しいものを使いたいと。それは結構だ。だけれども、それは使いこなせるのか。

ここにありますようにグループウェアだと。グループウェアで、名前はそうだけれども、ほかの自治体がこういうグループウェアの形の中で、本当に使いこなしているかと言ったら、そんなの使いこなしている自治体はどこもあらへんがな。全部、業務・業種が違うわけなので、幸田町も1階から5階までさまざまな分野の事務事業をやっている。

そうした中で、同一機種で同一レベルのものが必要かどうかという点でいけば、私はハイレベルを求めるのは結構だと。そのことによる利用の実績なり、あるいは利用頻度というものは、全くそんな機能があったって、邪魔なだけだ、使い切れへんよといったときに、ハードルだけ高くしておいて、実際には使い切れん。使い切れるところの部門は、そのハードルを越えるだけの事務量なり事務の内容があるけれども、ほかのところは全然使っていないよといったときに、それだけの機能を持ったパソコンが必要かどうか、こういうことになってくるわけです。

それとあわせて、それが行政の事務の効率化ということにつながるのかと。もし、つながるとするならば、現在の事務の効率化に何が必要かと。ごく一部の事例は言われた。そのごく一部の事例が、幸田町の業務事務、そこに全部イコールと、共通項でございませよというような言いごまかしとは言いませんが、そういう受けとめ方ができるような、そういう答弁の仕方というのは、やぶの中に引っ張り込んでがらがらぼんで、どの道、議会じゃ、議員はわからへんわと、そんなものはやぶの中へ引っ張り込んでえと、こういう発想だ。

そういう点でいけば、本当に効率化という形で今回の更新がなるほどなと納得できるものかどうかという点では、大いに疑問があるけれども、その疑問に答えてくれ。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） いろいろ疑問がございましてということで、お答えをせよと、こういうこととさせていただきます。

行政事務の効率化は図っていかねばならないわけでございますけれども、データの引用ですとか、そのようなものを、現在、これから自庁処理で事務の合理化に貢献していける、そのような仕組みにしていきたいとも思いますし、今後、仮に今まで利用頻度が低かったとするのであれば、これだけの予算をお願いをして一斉更新をさせていただきましてでございますので、より有効に職員が利用するようにしていかなければならないかというふうに思っております。

また、今、グループウェアとして使っておるわけでありましてけれども、今以上にペーパーレスを推進していく、電子回覧ですとか、そういうものをどんどんふやしていく、そういうことは可能であろうかと思っておりますので、そういう部分についてはどんどん進めたいと、そのように思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中でありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第56号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 第45款土木費、道路維持修繕事業ということについてお尋ねしますが、説明会で相見駅のバス停工事と伺いました。ここは、相見駅にコミュニティバスと名鉄バスと両方入るといふふうに聞いておりますが、このバス路線と時刻表などについて、一般の住民の方から、駅に3駅、幸田、三ヶ根も含めて、コミュニティバスが入ってくるのかどうかということをお尋ねの方からも聞かれました。そこで、そういう広報周知ですね、一般の方に対する広報周知として、区長会とか、広報紙とか、ホームページとか、いろいろな手段があろうかと思いますが、いつごろどのような形で示して見せていくのかということについてお尋ねをします。

以上です。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（伊澤伸一君） コミュニティバスの関係でございます。

町民の方からのお問い合わせが多いということでございますが、まず相見駅への乗り入れにつきましては、東側になりますけれども、コミュニティバスについて2路線が乗り入れを予定をしております。幸田駅につきましては、西側でございますけれども、こちらは3路線の乗り入れを予定をしております。また、三ヶ根駅につきましては、1路線を東西に乗り入れを予定をしておりますところでございます。

また、この時刻表等につきましては、広報の3月号、こちらでルート図等とあわせて折り込みで全戸配布をしてお知らせをしてみたいと思います。

また、ホームページ等への掲載も行ってまいりますし、福祉巡回バスが転用してコミバスになりますので、巡回バスの車内においても周知を検討をしております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 20款民生費の介護予防生活支援事業500万円についてお伺いをいたします。

災害時に、高齢者の方や障害者の方が自力で避難することができないことから、より被害を受けやすい立場にあります。こうした災害に弱い立場にある方々の支援を迅速に、効果的に行うためのシステムの導入であるかというふうに思います。

いざというときのために、平時から要援護者の情報や個別計画、住んでいる住所を地図上で特定し、避難ルートの検索など、地理情報システムを用いて収集、管理するものではないかなというふうに思うわけであります。そのための委託費用と住宅地図の使用料、サーバー購入費、合わせて500万円の補正でございます。

このシステムの導入は、要援護者のさまざまなデータ、台帳を一元化するものであるというふうに思いますが、どこの関係部局が共有するのか。また、今までこの要援護者の台帳というのは文書であるかというふうに思うわけでありますが、その扱いは今後どうなるのかをお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 要援護者のシステムの一元化の関係でございますけれども、

その概要につきましては、今、議員がおっしゃられるとおりでございます。

その管理の関係でございますけれども、健康福祉部の福祉課のほうにおきまして、今後、管理規程を設けまして、管理をしていくという予定をいたしております。

また、福祉課と、災害の関係もございますものですから、そういった関係で、そのデータを相互に共有するという意味から、防災安全課ともシステムのネットワークを構築いたしまして、その情報を共有して図っていききたいというふうなことで考えております。

それから、台帳の関係ですけれども、今後は、今先ほど議員おっしゃられましたように、地図の関係等を含めて、現在のものをそういったデータの中に落とし込んでいきまして、情報が管理しやすいような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今まである、文書にしてある要援護者の台帳というのは、関係部課以外にもそれぞれの地元で管理されているかなというふうに思うわけですが、その辺は現行どおりでそのまま行っていくというもので考えていいのかどうかをお伺いをいたします。

それから、要援護者のリスト、また登録や更新などの作業も、今後、委託業者がやられるのかなというふうに思うわけですが、それでいいのかどうか。また、今回、委託する期間というのはどのぐらいを考えておられるのかをお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 確かに情報といたしましては、今、私どもが考えておりますのは、マップに登録する方につきましては、福祉課のほうで所有をいたしております二次予防高齢者、まあ要介護・要支援者のそういった高齢者の方々、それから障害者の方、こういった方を、福祉課のほうで今情報を持っておるわけでございます。その他、防災安全課のほうにおきまして、要援護者の届け出をされたような、そういった方々につきましてのデータを把握いたしております。今回につきましては、一応、こういった内容でシステムを構築してまいりたいということでございます。

今後については、今回、県のほうのそういった地域支え合い体制づくり事業、これは補助金10分の10の補助事業でございますが、これは500万円の上限となっております。一応、今回につきましては、こういった範囲の中で対応させていただきたいということでございまして、今後の関係につきましては、関係部署とも、またネットワークのあり方、いろんな個人情報関係もございまして、そういった部分を整理をいたしながらまた進めてまいりたいというふうに思っております。

更新につきましても、今後、件数的にはそれほどではないかというふうに思いますので、これについては、今後の状況を見て判断してまいりたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 要援護者の登録の人数はかなり今後もふえてくるのではないかなというふうに思いますので、災害時に合わせまして、平時よりきちんとこういうシステム化をしていただき、共有をしていただき、また何かあったときには、いち早くその方々が避難誘導できますように、管理をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、45款の土木費、道路維持修繕事業600万円についてお伺いをいたします。

相見駅の開設に伴い行われるということでお伺いをいたしました。バス関連整備事業の詳細な内容をお聞かせをいただきたいというふうに思います。何か所ぐらい今回行われるのかも、あわせてお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 路線バスが相見駅乗り入れに伴いまして、4カ所のバス停留所を設置します。

それで、整備の内容につきましては、3カ所が県道安城幸田線を初め植樹帯のある路線にバス停を設置するというので、まず工事概要は、植樹帯の長さ、約2メートルですけれども、その乗りおりのところへ、ですから2カ所、植樹帯の撤去をして、地先ブロック、車道と歩道の境のブロックと、それに歩道の舗装をするものでございます。

あと1カ所につきましては、町道坂崎野場1号線ですので、片側歩道の路線ですので、ここにつきましては、工事概要として、バス停車帯の長さ15メートルで歩車道境界ブロック、現在もありますけれども、それが歩道部を少し狭めた形で作ると。もう一方については、歩道がないものですから、路肩を若干拡幅して、停車できるようにするものでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回、相見駅の開設に伴いまして路線バスの乗り入れということで、この関連事業を行うということで、今、若干のあれをお伺いをいたしました。3カ所バス停をつくるということで、お伺いをいたしました。

本当に主要なバス停には、雨が降ったりとか、また真夏の日差しよけにも、屋根があるとないのではやっぱり違うかなとも思いますし、またそこで少し時間を待っておられるときに、私はベンチが必要ではないかなというふうに思うわけでありまして。高齢者の方や体の不自由な方々がそこで路線バスを待っているときには、やっぱりちょっとの時間でも座りたいのかなというふうに思うわけでありまして、この辺の屋根の設置と、またベンチの設置は、今回、どのように検討されたのかということをお伺いをいたしましたと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 停留所の屋根の設置でございますが、今回は、先ほど言いましたように、植樹帯を取り除く程度の、そして舗装をするということで、簡易な停留所という判断をしていただければと思います。

例えば、幸田小学校のバス停のように、両側に拡幅をして本格的にバスがとめられる状況にするならば屋根が必要ですが、それとは異なるということで、設置については考えておりません。

なお、町内に12カ所の幸田駅から坂崎方面にかけてあるわけですが、両側、例えば屋根が必要となれば、24カ所ですが、うち7カ所という設置状況ですので、これについても少ない状況であるという判断をしています。

また、既存の福祉巡回バスにおいては、バス停等の移動も考えられて、現在、ほとん

どない状況であります。そういう点から、現在は屋根の設置については考えておりませんので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

なお、ベンチにつきましては、路線バスでの調査結果によりますと、24カ所のうち6カ所にベンチが置いてあります。実際、これも少ないです。ただし、既存の福祉巡回バスのバス停留所は、今、設置可能なところということで、現在、23カ所ほどということで、ほとんど実は、簡易なベンチから、どこかから持ってきたようなベンチから、いろいろありますが、設置がしてございます。そういう点で、今回、町としては新しくつくるところについては、設置の方向で考えていきたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 屋根は、今の路線バスの停留所にはほとんどないよということでございます。ベンチは少しありますよということでございます。

私も本当に路線バスでベンチに座ってバスを待ってみえる方を見たこともございますし、やはりベンチは私は今後は必要ではないかなというふうに思います。しかしながら、歩道の幅の関係、歩道の方、また自転車の方々に危険があってははいけませんし、座っている方に当然危険があってははいけませんので、そういうことも考慮して、ベンチ設置できるところは考えていただきたいなというふうに思っております。

私の地元で中央小学校の5年生の子どもたちが手づくりのベンチをつくっております。5年生の子どもがことしキャンプに行ったときに、額田の山で自分たちで間伐してきた木と、また久保田の方からいただいた木でつくったベンチがございます。これは、産業福祉まつりのときも展示してあったわけではありますが、これを地域で活用していてもいいというお声も聞いております。これら子どもたちのつくったベンチを活用することはできないでしょうか。

大きさは、聞いてきましたら、横が150センチ、縦が45センチから50センチ、高さが45センチのベンチでございます。私も何度か見ましたが、手づくりで木のぬくもりを感じられるベンチでございます。路線バスの停留所と合わせまして、これから4ルートになりますコミュニティバスのバス停にもこのベンチが活用できないかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当面、先ほども屋根等は設置しないということですが、当然、相見駅等の開業によって通行量が増加したり、路線バス等の利用者が増加すれば、それに応じた対応をしていきたいというふうに思います。

なお、ベンチにつきましては、非常に大変うれしい話でございますので、設置の方向で特に利用したいというふうに思います。中央小学校区だけでなく、全町内でその利用ができるということになれば、皆さん喜ばれると思いますので、関係機関と調整しまして、設置の方向を考えたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひともベンチは活用していただきたいというふうに思います。

先日も中央小学校のほうへお伺いをいたしまして、5年生の担任の先生とお話をしてみいました。本当に子どもたちはできるだけ町内で使っていただきたい、自分たちの

つくったものをみんなで活用していただきたいという要望もございました。

そして、また中央小学校の子どもさんがもう一言言われるには、町内もちろんであります。できれば学区に多く設置できればいいなというお声もありましたので、その辺を優先的に考え、また今後検討していただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終了しました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） バス停関連の整備工事でございますが、相見駅開業に伴ってコミュニティバスの乗り入れ等に伴う整備工事でございますけれども、これは産業建設委員会のほうにも出されてきますけれども、具体的な地図上のそうした場所等が配付できないかというふうに思うわけでありまして、先ほどから聞いておいても、ちょっとよくわからない部分がございます。

このバス停でございますけれども、ベンチの話が出ましたけれども、前々からずっと私もこの問題を取り上げておりまして、坂崎小学校の子どもたちがつくったベンチをということでやったら、やはりそうしたバス停には、移動できるベンチではだめだということ、盗難等もあり、また雨等が降ったときの木のベンチではなかなか難しいということを言われましたけれども、今回はすごく前向きな答弁で、いいのかなというふうに思っております。

やはり、このベンチを設置していくというのは、非常に今まで福祉バスの対応では難しかったわけでありまして、しかも設置されたベンチはプラスチック製といいますか、そうしたものが移動できないようになっているベンチでないと難しいというようなことで、なかなか設置が進んでいかなかった状況であります。今回、そういうふうな前向きな答弁をお聞きいたしまして、やはりお年寄りの方々が買い物をして、そして石に腰かけたりとか、炎天下の中で熱い石の上に座るとか、もう本当に大変な思いをしながら待ってみる状況を見ますと、やはり少しベンチをというのはだれしもが思うことありますので、ぜひそういう方向でほかのところにも進めていっていただきたいというふうに思うわけでありまして、これは今まで福祉バスが取り組んできた、そうしたベンチの設置の基準にどうなのかということをまずお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今回、バスのルートもふえて、さらに停留所もふえるということで、相見駅開業に伴うだけではなく、ほかのところのバス停についても整備は順次進めていく考えがあるかということについても、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、今回、バス停4カ所の設置の図面については、産業建設委員会の資料に御提示をします。

それと、今、ベンチの件ですけれども、過去の経緯、私もしっかり調べてこなくて回答をしたわけですが、現在ある福祉バスのベンチには、簡易なベンチで飛びそうなものもあり、木のものもあったというのは事実ですので、関係課とも調整しながら対応したいと。現在、中央小学校からいただけるということですので、そういうことを判断して、

なるべく設置の方向を考えたいと。

それから、あと今後の巡回バスのバス停については、今度、新たにルートが変わるといふことで、それぞれの設置について、今、入札をしている状況だといふふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひ、盗まれてもなにしてもいいんです。とにかく、そこにベンチがあって、やはりお年寄りの方々がバス停でバスを待っているんだということがわかれば、しかもそれが、先ほど水野議員が言われましたように、子どもたちの手づくりが生かされるということであれば、非常にいい相乗効果を生むのではないかなといふふうに思います。そうした点からすれば、坂崎小学校の子どもたちを発端に、子どもたちが木に触れ合うということが、今、中央小学校で2校目でありますので、子どもたちがやはり社会に役立つといふ、そういう取り組みにもなるといふふうに思いますので、ぜひともそうした子どもたちの心も取り入れていっていただきたいと思っております。

それから、次に給食センター費でお伺いをしたいと思っております。

これは、北部中学校のクラス数が増加をするためにという説明でありました。これが約610万円になるわけですが、その内容をお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 今回の補正でお願いしておる内容でございますが、工事費は、保管庫の設置の工事費が500万円、あとコンテナの購入がございます。これが110万円ほどお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 場所の問題でございますけれども、これは増設ですので、現在の場所に増設工事をされると思うわけでありまして、例えばこれは北部中学校でございますけれども、まだまだ幸田小学校等のクラス数の増加というものも考えられるわけがあります。

そうした点からすれば、現在のこの給食センターの許容範囲、5,000食を対象としておりますので、あの面積は十分可能かと思っておりますが、さらに今、こうした給食センターの運営するに当たって、愛知県から示されているアレルギー食の対応等も必要になってまいりますし、そうしたときに、そうしたアレルギー対応できる場所の確保というのはできるのかどうかといふふうに思うわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。増設になるのか、それともあの施設内での対応ができるかということになります。

また、同時に5,000食対応ですので、十分人数がふえても、こうした増設工事で賄っていけば、人数がふえたときの事例でもまだまだ十分可能な施設規模になっているのかどうか、あわせてお答えいただけたらと思っております。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） 今回の増設につきましては、ユニットで申しますと、0.5のユニット、1ユニットが6個分のコンテナでございますので、今回、増設のお願いを予

定しておりますのが半ユニットでございますので、3個分のコンテナが入る保管庫を増設するものでございます。

ですので、当面は、1個のコンテナで対応できるわけでございますが、今後、幸田小学校のクラス数が間違いなく増加してまいりますので、恐らく26年度までにはもう1個のコンテナが必要ということで、26年度時点ではまだ1個のコンテナの余裕があるかと考えております。

その後につきましては、まだ0.5ユニット分のスペースがございますので、ふえた場合につきましても、あと3個分の保管庫の増設は可能なスペースとなっております。

あと、アレルギー関係の部屋の増設ということでございますが、現在の給食センターの用地の中では無理な状況と思われまますので、やる場合については増設が当然必要となるかと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これから北部地域の中で子ども数がふえた場合、十分、まだ給食センターの規模的には増設が可能だということで、これからも十分確保できるということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（伊藤光幸君） そのように考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 東日本大震災や福島原発の爆発事故、昨日で9カ月がたちました。現地の状況というのは、いまだに復興の道筋さえできていないし、原発はいまだに危険な状況にある。こういう中で、そこに住む人たちの心情というのは、ここにいていいのかどうかという選択肢の中で、被災地を離れたくない、生まれ故郷である、あるいは生活の基盤のところから離れたくないけれども、やっぱり子どもやみずからの命や生活をどうするかという選択肢の中で、福島県民200万人と言われております。200万人のうち、その1割、20万人が福島県外に出ておられる。

こういう中で、それぞれの都道府県、あるいは市町村が、そういう受け入れ態勢を整えていく、こういう中の一つとして、幸田町におきましても、東日本大震災に係る被災児の保育園受け入れに関する取扱要領が策定をされております。

ただ、問題は、この期限がことし末ですよ、いわゆる12月28日が仕事納めだと、手続的な問題も含めて、年度末までの関係で、その日にちを超えた場合、その子を取扱要領の対象にはしませんよということの状況であります。

しかし、先ほど申し上げたとおり、国のほうも復興のプロセスもきちっとしていないと、あるいはそれぞれ被災した県のほうも状況が変わってくる中で、支援の内容・対策の内容も変わってくる中で、そこに対応していくためには、遠く離れた、この愛知県において、あるいは幸田町においても、この状況に対応していく情勢に応じた対応の仕方

というのは、私は当然求められてしかるべきだというふうに思います。

したがって、この取扱要領については、延長をすべきであろうというふうに思うわけですが、まずそこら辺について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（中山 豊君） 今、議員申されましたように、東日本大震災を受けました児童の具体的な保育料の減免につきましては、要領を定めて対応をしておるわけであります。被災者の精神的、あるいは経済的な痛手は、今も大きく継続しているという状況下にありまして、現時点、該当するような案件は本町ではないわけでありますが、今後、該当事例も予測されるということでございます。町といたしましても、要領の入園申込期限及び入園期間の延長をする方向で考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かに、今、問い合わせとか、いろんな問題は、具体的な例としてあると思います。ただ、先ほど申し上げたように、国の対応も日がわりメニューとは申しません。県の、この福島県にかかわる被災した県についても、復興支援、復興プロセスをどうしようかというのは、まだ策定の仮定にあります。そうしたことも含めて、被災をする、あるいはここからどうしようかという判断の大もとの材料が国のプロセス、それから被災した県のプロセスが定かでないことによるいろんな条件の判断というのは、まだまだやっぱり時間がかかると思うんですよ。

そうしたときに、たまたま幸田町のこの要綱が今年末で、年度末でということよりも、今、参事の言われたような方向性を持って、つまりこの要綱の延長を視野に入れながら検討していきたいと、こういうことですので、状況を見ながら私は適切に判断していただくことを求めて、私は終わります。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りをいたします。

ただいま一括議題となっております第49号議案から第56号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を12月21日までに取りまとめ、12月22日の本会議にて報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

ここで、日程変更についてお諮りをいたします。

お手元に配付の会期日程は、12月13日は本会議となっておりますが、質疑は本日ですべて終了しました。よって、12月13日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、12月13日の本会議は休会とすることに決定しました。
以上をもって、本日の日程は終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
次回は、12月22日木曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく
お願いいたします。
長時間、御苦勞さまでした。

散会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年12月12日

議 長 池 田 久 男

議 員 中 根 久 治

議 員 都 築 一 三